

平成30年第9回美幌町議会定例会会議録

平成30年12月 4日 開会

平成30年12月 6日 閉会

平成30年12月 4日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 行政報告
日程第 4 一般質問
- | | | | | | |
|----|---|---|---|----|---|
| 3番 | 新 | 鞍 | 峯 | 雄 | 君 |
| 6番 | 戸 | 澤 | 義 | 典 | 君 |
| 9番 | 坂 | 田 | 美 | 栄子 | 君 |
| 2番 | 大 | 江 | 道 | 男 | 君 |

○出席議員

- | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|----|---|-----|-----|---|----|----|---|---|
| 1番 | 高 | 橋 | 秀 | 明 | 君 | 2番 | 大 | 江 | 道 | 男 | 君 | |
| 3番 | 新 | 鞍 | 峯 | 雄 | 君 | 4番 | 上 | 杉 | 晃 | 央 | 君 | |
| 5番 | 稲 | 垣 | 淳 | 一 | 君 | 6番 | 戸 | 澤 | 義 | 典 | 君 | |
| 7番 | 早 | 瀬 | 仁 | 志 | 君 | 8番 | 岡 | 本 | 美 | 代子 | 君 | |
| 9番 | 坂 | 田 | 美 | 栄子 | 君 | 副議長 | 10番 | 吉 | 住 | 博 | 幸 | 君 |
| 11番 | 橋 | 本 | 博 | 之 | 君 | 12番 | 中 | 嶋 | すみ | 江 | 君 | |
| 13番 | 古 | 舘 | 繁 | 夫 | 君 | 議長 | 14番 | 大 | 原 | 昇 | 君 | |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

- | | | | |
|-------------|-------|----------------|-------|
| 美幌町長 | 土谷耕治君 | 教育委員会会長 | 平野浩司君 |
| 農業委員会
会長 | 鈴木幸往君 | 選挙管理委員会
委員長 | 松本光伸君 |
| 監査委員 | 高木清君 | | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

- | | | | |
|----------|-------|-------------|--------|
| 副町長 | 平井雄二君 | 総務部長 | 広島学君 |
| 民生部長 | 高崎利明君 | 経済部長 | 矢萩浩君 |
| 建設水道部長 | 石澤憲君 | 病院事務長 | 但馬憲司君 |
| 事務連絡室長 | 中村敏文君 | 会計管理者 | 武田孝司君 |
| 総務主幹 | 小室保男君 | 庁舎建設主幹 | 遠國求君 |
| 防災危機管理主幹 | 河端勲君 | まちづくり主幹 | 田中三智雄君 |
| 政策主幹 | 小室秀隆君 | 財務主幹 | 中尾亘君 |
| 契約財産主幹 | 大場正規君 | 税務主幹 | 関弘法君 |
| 環境生活主幹 | 渡辺靖行君 | 児童支援主幹 | 多田敏明君 |
| 福祉主幹 | 遠藤明君 | 健康推進主幹 | 大場圭子君 |
| 農政主幹 | 佐々木斉君 | みらい農業センター主幹 | 午来博君 |
| 耕地林務主幹 | 伊成博次君 | 商工主幹 | 後藤秀人君 |

観光主幹 那須清二 君
 施設管理主幹 中沢浩喜 君
 水道主幹 御田順司 君
 地域医療連携主幹 高山吉春 君
 教育部長 田村圭一 君
 学校給食主幹 岩田憲次 君
 町民会館主幹 斉藤浩司 君
 博物館主幹 鬼丸和幸 君
 選挙管理委員会事務局長 谷川明弘 君
 監査委員室長

建設主幹 川原武志 君
 建築主幹 西俊男 君
 病院総務主幹 菅敏郎 君
 事務連絡室次長 志賀寿君 君
 学校教育主幹 以頭隆志 君
 社会教育主幹 露口哲也 君
 スポーツ振興主幹 浅野謙司 君
 農業委員会事務局長 酒井祐二 君

○議会事務局出席者

事務局 長 藤原豪二 君
 議事係 長 橋本勝 君
 次 長 佐藤和恵 君
 議事係 新田麻美 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第9回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番中嶋すみ江さん、13番古館繁夫さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る11月27日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君）〔登壇〕平成30年第9回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る11月27日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本日、12月4日、第1日目は、まず町長から行政報告があります。

その後、一般質問に入りますが、通告順に新鞍峯雄さん、戸澤義典さん、坂田美栄子さん、大江道男さんの4名を予定しております。

第2日目、12月5日は、前日に引き続き一般質問を行い、岡本美代子さんの1名を予定しております。

その後、総務文教厚生常任委員会及び経済建設常任委員会より事務調査結果報告が

あります。

続いて議案審議へと入り、承認第12号専決処分の承認から議案第128号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてまでを審議いたします。

なお、議案第103号から議案第128号までは、使用料・手数料の改定に伴う条例改正になります。広く町民に負担を求める重要な案件でありますので、議長を除く13名の委員で構成する審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査といたします。

第3日目、12月6日は、議案第129号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第9号）についてから議案第136号平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第5号）についてまでの議案審議を行います。

その後、意見書案の審議、報告案件などを予定しております。

次に、本定例会におきまして、団体からの陳情及び意見書の提出を求める陳情・要望を2件受理しておりますので、その取り扱いについて報告いたします。

美幌町農民同盟からの日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書提出の陳情については、意見書を作成し、国等の関係機関へ提出することにいたします。

一般社団法人保険医会、一般財団法人北海道難病連からの難病医療費助成制度の改善を求める意見書提出の陳情については、資料配付の措置といたしました。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日12月4日から12月6日までの3日間といたします。

なお、審議の進行状況によっては、日程を変更する場合がありますので、議員及び行政職員各位におかれましては、御理解と御協力をお願いいたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応を申し上げまして、議会運営

委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から12月6日までの3日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月6日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、鈴木農業委員会会長、松本選挙管理委員会委員長、所用のため明日以降欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知お祈りします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君） 〔登壇〕 本日、ここに平成30年第9回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対し、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に、南公営住宅5号棟402号室の火災についてであります。

去る10月14日日曜日、午後3時57分ごろ、西2条南3丁目1番地の1の南公営住宅5号棟402号室から出火し、消防車の出動を受けて消火活動が行われ、午後4時17分に鎮火したところであります。

罹災の箇所については、北側和室の畳と壁の一部を焼損したほか、住宅内部がすずりに覆われ、被害額は125万円になります。

出火原因は、美幌消防署及び美幌警察署による現地調査、入居者からの聞き取りにより、子供の火遊びであることが判明しております。

なお、本火災によるけが人はなく、速やかな消火活動により隣接する住居への延焼を防ぐことができたため、人的な被害はなかったことが不幸中の幸いであったと受けとめているところであります。

今後、同様の事態が二度と発生することのないよう、公営住宅の入居者に対する安全管理を徹底し、再発防止に万全を期してまいりたいと存じます。

第2に、農作物の生育状況についてであります。

本年は、3月後半に晴天が続いたこともあり、融雪日が3月28日と例年より1週間ほど早くなりました。4月中旬まで雨の降らない日が続いたことで乾燥が激しくなり、4月14日に14ミリメートルの降雪がありました。しかし、乾燥状態を解消するまでには至りませんでした。しかし、移植作業は平年より早く進み、植えつけ始めや移植

始めも平年より早く進みました。

5月に入ると上旬から低温に見舞われ、播種作業が一時中断するなどの影響もありましたが、全般的には順調に作業が進みました。

ことしは雨の量が多く、7月上旬に3日間で100ミリメートルを超える降雨量を観測し、5月及び6月も、この時期としては過去に例を見ない降雨量を記録したほか、低温や日照不足もあり、徐々に生育状況に影響が出ました。

9月以降は、高気圧の張り出しなどもあって、晴天の日、日照時間の多い日が続きましたので、豆類などの生育がおくれた一部作物を除き、収穫作業は順調に推移いたしました。

こうした状況から、各作物の予想される収量及び品質については、水稻は、移植作業、初期成育及び出穂期ともに平年並みで推移いたしました。8月中旬から9月上旬にかけて低温寡照の影響による生育のおくれによって、圃場間での登熟にばらつきが見られ、収穫が遅れました。千粒重は平年並みだったものの、稔実歩合が低くなったことから収量は平年をやや下回りました。

秋まき小麦は、出穂期は平年より早くなりましたが、出穂後の低温寡照によって開花がおくれ、収穫始めにおくれが見られました。穂数は平年をやや上回りましたが、一穂粒数、千粒重は平年を下回り、収量及び品質ともに平年をやや下回りました。

春まき小麦については、出穂期、成熟期ともに2日のおくれ、穂数は平年をやや上回りましたが、一穂粒数は平年並み、千粒重は平年を下回ったことから、収量は平年を下回り、品質も平年を大きく下回りました。

てん菜は、移植作業が平年より早く進み、葉数、根周は平年を上回りましたが、6月以降の降雨、低温の影響があったものの、9月以降は持ち直し、収量及び糖分と

もに平年をやや上回る見込みであります。

バレイショは植えつけ始めが5日早く、萌芽期も平年を1日上回る状況でしたが、6月以降の低温、降雨の影響もあり、開花期、終花期は平年並みとなり、規格内収量は平年を下回ったものの、でん粉価は平年を上回りました。

タマネギは、移植作業が平年を6日上回る状況にありましたが、5月以降の降雨の影響もあり、生育は平年並みに推移し、規格内率は平年をやや下回り、規格内収量、品質ともに平年を下回りました。

大豆、小豆、菜豆は、播種作業が平年より早く始まりましたが、6月以降の低温の影響を受けて、生育が平年よりおくれました。

大豆は、粒及び百粒重は平年並みでしたが、平米当たりのさや数がやや少なかったことから、収量は平年をやや下回り、品質は平年並みになりました。

小豆は、百粒重は平年並みでしたが、収量は平年を下回り、品質は平年並みとなりました。

菜豆は、一さや内粒数、百粒重ともに平年を下回り、収量は平年を大きく下回りました。

牧草は、1番草、2番草ともに収量は平年並みとなりました。

サイレージ用トウモロコシは、収量は平年をやや下回り、品質は平年並みとなりました。

なお、5月から10月における降水量、気温、日照時間につきましては参考資料のとおりでございます。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第12号平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）については、過年度所得税追加納付のため急を要したことから専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

同意第4号については、本町の固定資産評価審査委員会委員、菅原雅之氏が12月24日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

諮問第3号については、人権擁護委員、渡部順子氏が、平成31年3月31日をもって任期満了となることから、新たに白石眞知子氏を推薦いたしたく、御意見を賜りたいのであります。

条例の改正について。

議案第103号美幌町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてから議案第128号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてまでの26件につきましては、受益と負担の公平性を確保する観点に立ち、受益者負担の原則に即した適正な料金を設定するため、来年10月1日に使用料及び手数料等の改正を行おうとするものであります。

平成30年度各会計補正予算について。

一般会計の主な内容としては、福祉車両購入事業補助金として、152万4,000円、全国・全道競技大会選手派遣補助金として、95万5,000円などの増額を初め、事務事業の確定に伴う整理、地方債の変更などを行おうとするものであります。

特別会計、企業会計の主な内容としては、国民健康保険特別会計については、療養給付費等負担金返還金の増額を、後期高齢者医療特別会計については、広域連合市町村保険料等負担金の減額を、介護保険特別会計については、居宅介護予防サービス給付費の増額を、そして、公共下水道特別会計については、終末処理場維持管理用燃料費の増額を、個別排水処理特別会計及び水道事業会計については、利率確定に伴う起債利子償還金の減額を、病院事業会計については、CT読影業務委託料の増額をそれぞれ行うほか、事務事業の確定に伴う整理などを行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願いをいたしたい、そのように思います。

○議長（大原 昇君） これで行政報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第4 一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） [登壇] 私は、さきに通告いたしました3項目、4点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、シラカバ並木のロマンチック街道の整備の進め方についてであります。

1項目めが、ふぞろいのシラカバ並木道の整備について、2項目めは、整備に対する町民の協力についてであります。

町のシンボルと市町村名を一体化した標識、カントリーサインの新たなデザインにシラカバ並木のロマンチック街道が採用され、国道などに設置される見通しであります。

そこで、次の2点について、町長の考えを伺います。

1点目は、ふぞろいのシラカバ並木道の整備について。

シラカバ並木は、美幌峠の7キロメートル手前の坂道までとされていますが、途中、シラカバが植えられていない箇所が多くあります。100メートルから300メートルにわたりシラカバがない区間が無数にあり、さらに、約1キロメートル全くなるところもあります。

このように、ふぞろいの景観であるシラカバ並木の今後の整備について伺います。

2点目でありますけれども、整備に対する町民の協力について。

今後、シラカバ並木の整備などに関連して、町民の協力は欠かせないと考えますが、町民により関心を持っていただくための今後の進め方についてお示しください。

2点目は、教育行政についてであります。

問題行動、いじめ、不登校に対する取り組みについてであります。

全道的に教育現場では、いじめが原因と見られる重大事態、自殺、不登校が今なおふえ続けています。

文部科学省がことし10月に公表した、問題行動、いじめ、不登校調査では、道内の国公立小中高、特別支援学校が平成29年度に認知したいじめは、前年度の1.5倍を超える1万3,023件と過去最多になりました。いじめも年々多様化、複雑化してきており、その芽はどこにでも隠れているものであります。

美幌町内における小中学校でのいじめ、不登校の現状と取り組みについてお聞かせいただきたいと思っております。

3点目は、美幌町屋内多目的運動場に関連する駐車場の整備について。

屋内多目的運動場に関連する駐車場の考え方についてであります。

美幌町屋内多目的運動場は、現在のスポーツセンター駐車場用地に建設され、同時に駐車場も整備されますが、整備範囲は現在利用されている駐車場周囲に限られ、そのスペースは車椅子使用者用6台を含め、217台になっています。

しかし、現在も状況により駐車場を確保できない場合があり、駐車台数は、ある程度余裕を持って確保する必要があります。

そこで、職業訓練センター南側からスポーツセンター南と東側にかけて、また、今でも残されている旧道などを含めた周囲一帯の整備についてお示し願います。

以上、1回目の質問でございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 新鞍議員の質問にお答えを申し上げたいと思っております。

2の教育行政について、3の美幌町屋内多目的運動場に関する駐車場の整備については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと、そのように思います。

初めに、シラカバ並木のロマンチック街道の整備の進め方についてであります。本町では、昭和48年ごろから昭和62年ごろにかけて、国道243号の観光並木として、桜、ナナカマドなどの植栽を始めました。

平成6年2月に、国、道の直轄事業、みどりのネットワーク事業として、ロマンチック街道植栽事業が採択されたことにより、平成6年度から平成8年度にかけて総事業費約7,100万円でシラカバ並木として、市街地、西1号線から古梅掘割間の約15キロメートルにわたり約3,000本のシラカバを植栽し整備したもので、その名のとおり、ロマンチックな雰囲気を醸し出し、訪れる人々の感動を呼んでおります。

シラカバ植栽後の平成10年8月、成長したシラカバが交通支障木などとなったことから、国道243号線沿線5地区連絡協議会、稲美、都橋、福住、豊富、古梅自治会から伐採要望がありました。

連絡協議会、網走開発建設部、道と協議した結果、平成10年度に219本伐採し、平成13年度には142本を伐採、159本を移植していることから、シラカバの植えられていない箇所が発生している状況であります。

このような状況の中、国道243号は、国が進める東オホーツクシーニックバイウェイの指定を受け、その中でも美しい景観を楽しめるルートとして、近年シラカバ並木は注目を集めており、また、国立公園満喫プロジェクトの中でも、女満別空港と阿

寒摩周国立公園をつなぐアクセスルートとして良好な景観の確保なども求められているところでもあります。

シラカバ並木については、今回コントリーサインのデザイン案が美幌峠とシラカバ並木に決定し、現在変更の手続きが進められておりますが、美幌峠に比べ、シラカバ並木の認知度はまだ低いのが現状であります。シラカバ並木のコントリーサイン採用を契機に、観光資源として活用していきたいと考えております。

一つ目の御質問の、ふぞろいのシラカバ並木道の整備についてであります。議員御指摘のとおり、シラカバがない区間があるのが実態であります。全ての区間を整備するのではなく、特に景観のよいと思われる旧福豊小学校から豊富神社までの区間を重点区間として、今後、補植や剪定を行ってまいりたいと考えております。

また、二つ目の整備に対する町民の協力についてであります。関心を持っていたいただくための進め方については、シラカバ並木の整備には、地域の皆様の御理解と御協力が不可欠であると考えておりますので、今後、地域住民の皆様へ十分説明し、御意見を伺いながら、また、開発局などの関係機関とも協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきます。

どうかよろしくお願いをしたいと、そのように思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 新鞍議員の御質問に答弁させていただきます。

教育行政について。

問題行動、いじめ、不登校に対する取り組みについてですが、美幌町の小中学校におけるいじめ、不登校の現状につきましては、平成27年度、いじめ認知2件、不登校30日以上16件、平成28年度、いじめ認知75件、不登校30日以上20件、平成29年度、いじめ認知90件、不登校

30日以上18件となっております。

平成28年度から認知件数が大幅に増加した要因としましては、いじめ防止対策推進法で定めるいじめの定義を厳密にのっとり、初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても計上することとなり、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断することとされたことから増加したものであります。

いじめに対する取り組みにつきましては、早期発見、早期対応を基本として、児童生徒や保護者からの情報収集はもとより、年2回のアンケート調査に基づく個人面談や教育相談を行うとともに、各学校内で組織するいじめ対策委員会等を開催し、学校全体で取り組む体制を図っております。

また、教育委員会といたしましては、学校単独では対応できないケースについて、教育専門相談員を配置し、個別に対応するとともに、来室相談、電話相談、移動相談室を開設し、学校や児童生徒に対する相談体制を整備しております。

さらに、指導主事を委員長として、町内小・中学校長を含めた教育関係者で構成する美幌町いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめアンケート調査結果とその対応状況等について情報共有を図るとともに、美幌町総合教育会議において、その内容を町長に報告しているところであります。

次に、不登校の取り組みにつきましては、3日以上連続で休んだ場合は、担任による家庭訪問や管理職、生徒指導担当、児童支援コーディネーター、養護教諭等による校内ケース会議等を開催し、問題解決に向けた情報共有と活動方策を確認することとしております。

不登校が継続された場合においても、児童生徒やその保護者に対して、定期的に連絡や面談を行うとともに、状況に応じて段階的な登校目標などの働きかけを行って

ります。

また、教育相談室ではサテライト事業による不登校児童生徒の受け入れや、家庭訪問、学校訪問を実施するなど、いじめ、不登校問題の解決に大きな役割を果たしているところでもあります。

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめに対する取り組みは、学校、教育委員会における最重要課題の一つとして、組織的な対応が求められていると認識しております。

近年のインターネットの普及により、いじめの内容も複雑化、多様化しておりますが、いじめの早期発見、早期対応を常に念頭に置きながら、関係者が一体となって取り組みを推進してまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

次に、屋内多目的運動場に関連する駐車場の考え方についてですが、屋内多目的運動場の駐車場整備については、基本設計では陸上競技場側の南北に拡張し、217台を確保しておりますが、現在、実施設計を行っており、細部調整を図っているところでもあります。

これまでの駐車場の利用状況では、年に一、二度大きな行事が行われ、駐車スペースが埋まってしまうこともありますが、主催者側で誘導員を配置したり、臨時駐車場として、旧給食センター跡地や美幌神社などをお借りして対応いただいているところでもあります。

スポーツセンター南と東側については、町道として車の通行があり、スポーツセンター東側は、現在も臨時的に駐車スペースとして活用しておりますし、職業訓練センター南側のスペースは、記念碑や数十本の樹木があり、旧道については、現在も小中学生が柏ヶ丘公園を利用する際に自転車で通行したり、デュアスロン大会のコースとしても利用していることから、周辺一帯を駐車場として整備することは難しいと考えております。

以上、答弁させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の、シラカバ並木のロマンチック街道の整備の進め方のふぞろいのシラカバ並木道の整備についてでありますけれども、答弁では、旧福豊小学校から豊富神社までの区間を重点区間として、今後、補植や剪定を行うとありますけれども、豊富神社ではなく、せめて古梅神社までの約6キロメートルを整備すべきではないかと私は考えます。

なぜかと申しますと、旧福豊小学校から豊富神社までの区間は約2キロメートルと余りにも短く、何よりもカントリーサインのデザインであります美幌峠とシラカバ並木が繋がらない。かけ離れたイメージとも受けとれるからであります。

私は、今回の一般質問に関連して、シラカバ並木の始点、始まりから終点までをチェックしたわけでありまして、豊富神社から古梅神社までは約4キロメートルあります。若干の生え切れはあるものの見事なシラカバ並木の景観であります。

少なくとも旧福豊小学校から古梅神社までの約6キロメートルを重点区間として整備すべきと考えますが、この重点区間を決めた経緯についてお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 重点区間については、開発局にもまだお話をしていない状況でありますので、今後はどこまでを重点区間にするかということが話題になってくると思いますけれども、ただ、旧福豊小学校から豊富神社までの間はちょうどいい直線になっていきますので、それで、あそこをビューポイントとして重点的に整備してはどうかという内部の話で、そのようなことを今回書かせていただきました。

ただ、それ以降も結構いい並木が下り坂にかけてありますので、どこまでがいいのか、ただ、ビューポイントで車をとめて、人がおりて見るということになると、結構飛ばす車もありますので危険かなという思いで、あそこには旧福豊小学校のグラウンドもありますし、駐車場になるかなと思っていますし、また、そこに警察の福住駐在所があるので、ちょうどポイントとしては車をあそこにおいて、見たほうが1番いいのかなという思いで、あの場所を一応重点地区といいますか、ビューポイントとして指定したらどうかという思いで、今回書かせていただきました。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） まだ最終的には決まっていないと、今後、開発局のほうといろいろと協議しながら決めるということでもありますけれども、今、町長も答弁で述べておりますけれども、豊富神社を過ぎてもまだ景色がいいところが続いていると言いますか、余りシラカバが欠けていないのです。

ただ、本来であれば、旧福豊小学校から始まれば、峠の下の掘割まで続けばいいのでしょうかけれども、その間かなり生え切れているところがあるということで、私が見た感じでは古梅あたりがいいと。

ただ、古梅神社のほうにも道路縁ではないけれども、神社付近の下のほうに広場がございますけれども、まだ最終的には決まっていないということでもありますので、今後の協議に期待しているところであります。

次の質問に移りますけれども、シラカバ並木のコントリースサイン採用を契機に、観光資源として活用していきたいとあります。

そのためには、現在のシラカバ並木を早急にしっかりとした整備が必要と考えるわ

けでありますけれども、整備に対しては、どの程度の期間を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 整備と言いましても、いろんな大きいものから小さいものがあると思います。

これは、最初に美幌峠があって、町なかには温泉があって、それから、みどりの村があったり、そのほかにきてらすもあったり、いろいろ点であります。

この点を何とか線で結びたいという思いで、ロマンチック街道はその線に当たるのかなと、そして、線から今度は面にどういうふうに展開していくかということもあると思います。そんな思いを込めて、今回はロマンチック街道に目を当てて、もうちょっと整備をしたりすべきではないかという思いでありました。

それで、これからどれぐらいの期間で整備をするのかということでもありますけれども、地域から出ているのは、あそこは農村地帯でありますので、トラクターとか大型のトラクターに付随したフロントローダーをつけたり、いろいろ走ると思います。

そんな中、あそこは結構速い車も通るといことで、交差点といいますか、交差するところが非常に見えにくくて危ないということから、ここ3年間、枝払いとかをやってきましたので、この枝払いについては、将来的にもやっていかなければいけないのではないか、そんな思いでありますし、余り背丈が高くなると電線がありますので、電線の整備等をどうするかだとか、あるいは福豊小学校の跡地をどうするのだということも考えますと、相当大きな契約になるのではないかと、そんなふうに思っておりますので、これについては、できれば早いうちに全体像をつかんで、議会の皆さん、町民の皆さん、そして何より地元の皆さんに、しっかりとこういう整備計画でどうでしょうかということを示さなけれ

ば、なかなか難しいと思いますので、整備については、一応そのような考え方でおります。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 整備については理解したところでありますけれども、ただいま町長のほうから、シラカバが成長して電線などにひっかかっているという発言がありましたけれども、整備されない区間が残っているというか、結構ありますけれども、電線にかぶさっているそういうシラカバが無数に町の始まりから出て、終点まではかなりそういうところが見られるわけがありますけれども、これらのシラカバに対してはどのようにされるのか、お伺いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この3年間やってきたというお話を直前の答弁でさせていただきましてけれども、それは、一応全線を対象に枝払いとかをやっております。

あと、電線にかかる部分については、北海道電力のほうに頼んで来ていただいたりというような、現地を見ていただいて、そういうことをやっているということですので、いずれにしましても、関係機関だとか団体だとか、いろんなところと打ち合わせをしなければいけないと思いますので、それらをしっかりと今後やっていきたいと、その中で、あそこは本当に線として整備されるように、今後も努力していきたいとそのように思っております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） シラカバと申しますと、40年前に自分の庭にシラカバの苗、1メートル位でありますけれども植えたことがあります。1年間で2メートル前後成長するという木でございまして、数年後には本当に大きくなって、剪定しても枝も思い切った剪定をしないと次から次へと

支障を来すということが記憶にあります。

次の質問に移りますけれども、国道243号は、国が進める東オホーツクシーニックバイウエイの指定を受け、その中でも、美しい景観を楽しめるルートとして、近年シラカバ並木は注目を集めており、また、国立公園満喫プロジェクトの中でも、女満別空港と阿寒摩周国立公園をつなぐアクセスルートとして良好な景観の確保なども求められているとあるわけですが、指定を受け、注目を集め、景観の確保も求められているということで、今後、シラカバ並木整備にかかる経費というのが考えられるわけでありまして、現在のところ、国や道との話し合いはどの程度進んでおられるかお伺いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） このロマンチック街道は、シティびほろとセブンイレブンがありますけれども、そのセブンイレブンから始まって、峠の登り口の手前、いわゆる掘割といえますか、あそこまでということで、当時、住民の皆さんを含めていろいろ植えていただきました。補植などについてもいろいろやっていただきました。

今、国、道との協議ですけれども、国というより、むしろもうちょっと言えば、網走開発建設部の中にシーニックバイウエイを担当しているところがあります。

昨年、この担当者が美幌町に来られて、美幌町としてどういう考え方でいるかということを探ねられましたので、私どもとしては、このシーニックバイウエイの中で、峠に行く道については、やはりシラカバ並木というものがありますので、これについて整備をしていきたいというような意向を申し添えました。

その後、連絡はありませんので、改めてこちらの構想が固まり次第、御相談に上がらないといけないのではないかと、そのように思っております。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 今後、いろいろと交渉があると思いますけれども、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えております。

それでは次に、2点目の整備に対する町民の協力です。

当初、平成6年から8年にかけてシラカバを植栽しているわけでありましてけれども、当時、当然植栽する前に沿線住民へ説明はされておられると思いますけれども、どのような説明をされたのかお伺いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これは、昭和50年ごろから桜だとかナナカマドを植栽して、その後、シラカバを補植したという経過をたどっておりまして、当時の内容については、担当に調べてもらっても不明だということです。平成6年に入ってからはある程度わかっております。

例えば、平成6年に国直轄事業として、シラカバ200本を植栽した、あるいは、道営事業としてシラカバ870本を植栽したということまではわかりますけれども、昭和50年ごろですから今から40年前のものについては、書類も見当たらないということで、状況としてはわからないというのが現実であります。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 状況としてはわからないということでありまして、大事なことはこれからです。これから重点区間について整備するに当たって、再度、近隣、農家の方々に十分な説明をしていただきたいと、そのように考えております。

次の質問に移りますけれども、美幌峠に比べて、シラカバ並木の認知度はまだまだ低いと答弁しておりますけれども、このことは、町外はもとより、町内においても少

なからず考えられるので、まずは町民に理解していただき、関心を持っていただく、そのためには、例えば、シラカバ並木に何らかの関心を持ちたい、植樹を手伝いたいとか、そういう意欲あふれる町民の集まりを立ち上げてはどうかと考えるところがあります。

例を挙げますと、シラカバ並木のロマンチック街道愛好会、シラカバ並木のロマンチック街道と歩む会、シラカバ並木のロマンチック街道を育て守る会という考えでありますけれども、お伺いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） まず何よりも、やはり地元の方にしっかりと理解と協力を求めなければいけないとそのように思っております。

認知度が低いということでありまして、これについて、今いろんなことをおっしゃられた質問の中に、愛好会であるとか、歩む会であるとか、育て守る会であるとか、要するに、多数の町民の皆さんに、この街道を愛していただき、そして、何らかの関与をしていただくということは極めて重要なことだと思いますので、もう少し具体的になりましたら、そういった方法も考えていかなければいけないと思っておりますので、もうちょっと時間をかけて構想自体をしっかりとつくるのが重要だと思いますので、そちらのほうをまずやって、それから町民の皆様にご理解をいただき、そして、御協力いただき、さらには関係機関、団体にお話をさせていただいて、協力いただくというようなことだと思います。

いずれにしても、何よりも地元の農家の方に理解をしていただかなければなかなか事は進まないのではないかと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） ただいま、町長が

言われた地元の方々の理解、それを十分に尊重して進めていただきたいと思います。

この件に関して最後でありますけれども、美幌峠とシラカバ並木のデザインのカントリーサインが末永く愛用され、親しまれることを願うとともに、観光資源としてのシラカバ並木をいつまでも見守り続けることを願って、この質問を終わります。

次の質問に移らせていただきます。

問題行動、いじめ、不登校に対する取り組みについてでありますけれども、私は、6年前の平成24年6月議会で、学校生活といじめについて一般質問をしたところがあります。当時から全国でふえ続けるいじめ、不登校などに対し、大きな危機感を持って質問をさせていただいたところがあります。

これまでも、国や道、各自治体、各学校では、あらゆる対策のもと取り組みをしておりますけれども、残念ながら減少せずにふえ続けているところがあります。

答弁では、その要因として、いじめ防止対策推進法で定めるいじめの定義の中で、軽い微妙なケースも含め、積極的に把握した結果とありますが、問題なのは、全国的に少子化で入学する児童が減少している中で、小学1年と3年が特に増加傾向にある。その背景には、脱ゆとりによる授業の負担増や子供の貧困率の高さなどによるストレスが、暴力やいじめという形で小さい子供に顕著にあらわれていると言われておりますが、私はそれだけではないと考えるところでありますけれども、この点について、教育長の考えがございましたらお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほどのロマンチック街道の問題でありますけれども、これについては、カントリーサインが高校生の模擬議会の中で御指摘をいただいて、時間がかかっていますけれども、もうちょっとスピードアップしながら進めていきたいと

思っております。

このロマンチック街道は、やはり大きな観光資源として、町民の皆さんを含めて町外から来る方に、しっかりと根づいていくような取り組みを、今後もしっかりと進めていきたいと、そのように思っておりますので、どうかよろしく願いをいたしたいと、そのように思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） ただいまの御質問でありますけれども、低学年というか、ふえているということでもありますけれども、美幌町の話をしていただければ、昨年の12月とことしの6月、年2回アンケート調査をしているわけですが、美幌町においても、確かに1年生については、6月は入ったばかりなので調査はしていませんけれども、単純に2年生あたりから比較する中においては、件数としてはふえているという状況ではあります。

要因として、今、新鞍議員がおっしゃったような中身と一致するのかどうかというのは、私も確実には言えないのですが、ただ、データ的に見ると、低学年の部分でふえているのかなというふうに思いますが、ただ、3年生、4年生を比べる中においては、逆に減っているという実態でもありますので、全体的には美幌町のデータとすれば、小学校においては、データ的には減少しているという状況であります。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） ただいまの教育長の答弁を理解いたしました。

次の質問に移らせていただきます。

美幌町では、いじめ、不登校に対する取り組み、これはきめ細かく、あらゆる万全の体制を図っていることが、答弁でよく理解することができました。

私も最初の質問で指摘しておりますけれども、いじめの多様化、複雑化など、その形態が巧妙化しているのが現実でありま

す。

このような中で、文部科学省の調査結果では、いじめとして認知した事案のうち、いじめのない状態が3カ月以上続いていることなどから既に解消しているとした割合が、道内では95.9%という数字でありますけれども、しかし、私は、まだまだ厳しい見方をすべきではないかというふうに考えているところでありますけれども、教育長の考えがございましたらお伺いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 公表されている部分の北海道の状況は置かせていただいで、美幌町の状況をお話しさせていただければ、基本的には、私どもが普段先生方と確認しているのは、それぞれの学校においても、言うならば、どの子供にもどの学校でも受け入れるということを前提で、最初にアンケートしたときの認知件数がふえたとしても、解釈の部分ではなるべく拾いましょうという考え方であります。

そして、今回御質問をいただいた問題はそのあとなのです。それをきちんと学校内で検証をして、その状態が続くか続かないかということを中心に、言うならば、児童生徒、それから、保護者と聞き取りをして、その改善を図っていくということで、それがやはり重要なことなのかなと思っています。

そして、結果的に認知件数から、その中できちんと対応をして、言うならば、ある程度内容把握をして、きちんと解決して、最終的にいじめとして何件認知したかというこの数値が大事かなというふうに思っています。

そういう意味からいけば、これも近々の分でいけば、平成30年6月と平成29年12月を比べれば、若干ふえていると、言うならば、いじめとして認定をするという件数はふえているという状況であります。

ということは、逆に言ったら、中身が複雑、多様化しているということで、やはり

そのことで学校とそれから私どもを含めて、対応には結構苦慮しているというのが実態ではございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） よく理解いたしました。

次の質問に移ります。

不登校問題に関して、2017年施行の教育機会確保法では、不登校の児童生徒には休養が必要とし、国や自治体による支援の対象であると明記されており、不登校自体は悪いことではない、当事者が望んで学校に戻れるよう取り組みを進めるべきとあります。

美幌町では、不登校が継続された場合においても、児童生徒やその保護者に対して、定期的に連絡や面談を行うとともに、状況に応じて段階的な登校目標などの働きかけを行っていることあり、当事者に寄り添った対応をされておられます。

ただ、不登校を問題行動とみなしている学校関係者は少なくないと言われ、また、非行を未然に防ごうと細かい規則で縛る学校がふえている。このため、窮屈さに耐えられず、登校できなくなる子供も少なくないと言われておりますけれども、この件について、教育長の考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今お話しいただいたことは、私どもは、美幌町の学校ではそういう認識はないというふうに、どちらかというかと否定させていただきたいと思っております。

要は、そういう不登校、休むということに対して問題行動とか、規則で縛るということは、美幌町ではそういうことは学校ではしていないというふうに答弁させていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） よく理解いたしました。

次の質問でありますけれども、いじめを受けている、あるいは、不登校の児童生徒にとって、美幌町のように相談先が豊富で、相談しやすい環境に恵まれていることは心強いことでもあります。

ただ、中にはどこにも相談しない、SOSを出さない子供もいます。ささいなことでも精神的にダメージを受けているため、相談をすとか、救いを求めることさえ思い浮かばない。逆に、自分を追い詰めてしまう。

あるいは、いじめられていることは、格好悪く、自分が情けない、親にだけは弱音を吐きたくないと思っています。

ところが、いじめられている子供は、加害者に対しては悔しい気持ちをもっていますけれども、学校や親、家族には自分の気持ちをわかってほしい、本当は話を聞いてもらいたい。このような相反する、矛盾する複雑な心が揺れ動いているとき、子供には誰かに気づいてほしいという何らかのサインがあるものであります。

ただ、最近はこのサインも非常にわかりにくいと言われておりますけれども、悩みに悩んでいる子供のためにも、サインを捉えて適切な対応を願うのでありますけれども、この件について、教育長の考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 子供たちの置かれている、不登校になっている子供たちの状況、それから、いじめを受けてる子供たちが継続されるということであれば、基本的に新鞍議員がおっしゃったことかなというふうには思っています。

ただ、その中で、やはり誰かに気づいてもらうというか、わかりづらいのですけれども、それをやはり何とかしなくてはいけないと思えますし、それは私どもの役割ではないかなというふうに思えます。

そういう意味では、いろいろなところに気づくというか、そういうことをしっかりとしなければならぬと思えますし、今、平成31年度から中学校で道徳の教科化が始まった中で、本人たちの環境としては、そういう環境を少しでも減らすという部分と、逆に、子供たち自体がしっかりとそういう形になったときに、親なりそれから教員なりに伝えるということも学んでいかなければならぬのかなという気がします。

今のままで受け身でいくと、本人がやはり余りいい結果は生まれていないところがあるので、子供たち自身も強くなるというか、そういう教育も必要だというふうに思えます。

これも美幌町でやっているいじめのアンケートの中で、年2回分けておりますけれども、そういう状況をしっかりと把握できるというのは、どういう形で自分の置かれている状況をわかってもらうことが多いのかという、やはりアンケートとか、教師に相談をしているというパーセントが多いので、そういうことはしっかりと今後もしていきたいというふうには思っております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 理解いたしました。

この件の最後でありますけれども、答弁にもありますように、いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめに対する取り組みは、学校、教育委員会における最重要課題の一つとして、今後とも組織的な対応を継続するとともに、いじめは早期発見、早期対応であり、関係者が一体となった取り組みの推進を願って、次の質問に移ります。

美幌町屋内多目的運動場に関連する駐車場の整備に対する考え方でもありますけれども、年に一、二度大きな行事が行われ、駐車スペースが埋まってしまい、臨時駐車場として、旧給食センター跡地や美幌神社を

借りているという事でありませけれども、利用者には不便をかけていることとなります。

やはり、駐車場は余裕を持ってあるべきではないかと考えるわけでありませ。質問でありますけれども、冬期間、除雪した雪の排雪場を確保されておりますけれども、雪のないときは駐車場としての利用が可能かどうか、お伺いませ。

○議長（大原 昇君） 新鞍議員、それはどこの部分ですか、もう一度はっきり伝えてあげられますか。

○3番（新鞍峯雄君） 排雪場。

○議長（大原 昇君） スポーツセンター内のどの辺の部分のことを言っているのかを教えてあげれば答弁しやすいと思います。

○3番（新鞍峯雄君） スポーツセンターの駐車場の雪を排雪する排雪場。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 冬期間の駐車場の雪については、実際には、場所で行きますと電波塔の部分ですから、北西と言ったらいでしょうか。今、土になっているところませ。

今回、整備はするのですけれども、そこに雪を集めて、クロスカントリースキーコースの雪に使っているのであります。

ですから、駐車場の雪をそのままどこかに排雪するというよりも、冬場のクロスカントリースキーの練習場に使わせていただいているのが実態であります。（「理解しました」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、3番新鞍峯雄さんの一般質問を終わります。

暫時休憩ませ。

再開は11時30分といたします。

午前11時23分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きませ。

通告順により発言を許します。

6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 〔登壇〕 それでは、大きく2項目について御質問させていただきます。

まず1点目は、手話言語等条例制定についてであります。

美幌町における聴覚障がい者の状況について。

意思疎通手段の選択機会拡大のための施策の考え方について。

手話言語等条例の必要性について、質問させていただきます。

ろう者、ろうあ者、聴覚障がい者、聴力障がい者、難聴者、耳の不自由な人、耳にハンディキャップがある人、中途失聴者など、耳の聞こえない人の呼び方はさまざまあります。また、耳が聞こえなく、聞こえづらくなった過程において、それぞれ特徴が違います。しかしながら、見た目ではその障がいかわからないことがほとんどませ。

コンビニで箸は要りますかと言われてもわからない。後方から車が接近し、クラクションを鳴らされてもわからない。

一見、健常者にみえても、音が聞こえない、聞こえづらいというハンデは、時にはコミュニケーションがうまくできない、時には危険を察知できないことが多々ある事を健常者は理解すべきだと思います。

ヘレンケラーの言葉に「目が見えないことは、人と物を切り離す。耳が聞こえないことは、人と人を切り離す」というのがあります。社会は、聞こえる人も聞こえない人もコミュニケーションができる環境になければならないと思います。

現在、全国24道府県、2区、149市、19町の合計194自治体で手話言語

等条例が制定されています。平成30年10月25日現在の状況ですから、今はもう200条例を超えているかもしれません。

平成23年8月、国の障害者基本法の改正により、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」第3条第3号地域社会における共生等と規定され、北海道においても平成26年第1回定例道議会において、手話言語法（仮称）の制定を求める意見書が採択されました。

また、それら必要性から平成28年1月8日に意思疎通支援部会が設置され、手話調査会及び意思疎通支援調査会が主体となり、数回の各調査会と支援部会を開催し、平成29年9月11日、意思疎通支援部会において、手話を言語として位置づける条例と、要約筆記や点字など、障がい者のさまざまな意思疎通手段を普及・促進させる条例を別々に制定する方針が提案され、了承されました。

これを受け、平成30年2月21日開会の第1回定例道議会において、北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例（案）と北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例（案）が上程され、3月20日可決されました。この条例は、ことし4月1日から施行されています。

そこで質問ですが、1点目は、美幌町には聴覚障がい者の方はどのくらいいるのでしょうか。

また、その中で手話を活用されている方はどのくらいなのでしょう。

2点目、国の障害者基本法改正を受け、意思疎通のための手段についての選択機会拡大を図るための施策をどのように考えられているのか。

3点目、手話言語条例の必要性をどのように考えられているのか。

以上、3点についてお聞きします。

大きい項目の2点目であります。

美幌町全町的イベントの行政のかかわりについて御質問させていただきます。

観光和牛まつり、夏まつり、ふるさと祭り、冬まつりなどの全町的イベントにおける実行委員会と行政のかかわり方についてであります。

美幌町では、7月に観光和牛まつり、8月夏まつり、9月ふるさと祭り、2月冬まつりの全町的なイベントが開催されています。そのほかにも地元商店街や各種団体が主催するイベントも多数あります。それぞれのイベントに金銭的支援を行っていると思いますが、今回は特に全町的なイベントにおける行政のかかわり方についてお聞きします。

それぞれの全町的イベントは、それぞれ実行委員会が組織され、そこに行政ができることを支援していると認識していますが、それぞれのイベントにおいて、行政の支援に温度差があるように感じております。

例えば、8月の夏まつりは、会場準備と撤収に多大の人力が必要となりますが、実行委員会はもとより、建設業協会や隊友会、美幌駐屯地などから支援をいただき準備し、行政はテント類の貸し出しなどの支援をしている状況かと思っております。行政支援的には比較的小さいかと思っております。

逆に、7月の観光和牛まつりでは、会場準備、撤収、9月のふるさと祭りにおいては、会場準備、期間中の運営など比較的大きな行政支援を行っているのかなと感じております。

それぞれの実行委員会が組織され、開催しているイベントです。実行委員会とのかかわり方について、何か基準があるのか、その考え方についてお聞きしたいと思います。

よろしく願いをします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 戸澤議員の質問にお答えを申し上げたいと、そのように思います。

手話言語等条例制定についてであります。障がいのある人もない人もともに地域で暮らすノーマライゼーション社会を実現していくことは、私たち全ての町民の願いであります。

本町では、平成29年3月に策定した第2期美幌町障がい者計画により、「誰もが安心して暮らせる、人にやさしいまちへ～みんなで護りあうまちを目指して～」の基本理念のもと、「住み慣れた地域で安心して生活を送るために」、「生き活きと生活できる環境をつくるために」、「地域全体で障がい者を支えるために」を基本目標に掲げ、各種施策に取り組んでおります。

御質問の1点目、美幌町内の聴覚障がい者と、手話を活用されている方の人数であります。本年4月現在、聴覚障がいにより身体障害者手帳を交付された方は84名で、複合障がいを含めると101名おり、このうち4名の方が手話を活用されていると認識しているところであります。

2点目の意思疎通手段の選択機会拡大のための施策の考え方については、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が安心して生活を送ることができるよう、バリアフリー社会を実現することが大切であります。このため、障がいの特性に応じた配慮は大切なことであり、意思疎通手段に係る選択機会拡大は、どの施策にも存在するものと考えております。

3点目の手話言語等条例の必要性についてであります。平成23年の障害者基本法の改正や、平成26年には障がい者の権利に関する条約批准により、手話が言語として明確に位置づけられました。

このような動きなどを受けて、北海道では広く道民に手話が言語であるとの認識を普及させるため、本年4月より北海道手話言語条例を施行しているところであります。

す。

本町においては、道条例が適用されていることから、道条例の普及、啓発を図りつつ、調査、研究を進めていきたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、地域社会に存在する障がいへの偏見や差別といった心のバリアを解消することが肝要であり、障がいに対する理解をより深め、地域全体で障がい者とともに生きるこの社会を構築するため、さまざまな取り組みを行ってまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたしたいと、そのように思っております。

次に、美幌町全町的イベントの行政のかかわり方について、観光和牛まつり、夏まつり、ふるさと祭り、冬まつりなどの全町的イベントにおける実行委員会と行政のかかわり方についてであります。町では1年を通じさまざまなイベントが開催され、多くの町民の皆様楽しんでいただいております。

これらのイベントは、多くのスタッフの支援により成り立っていますが、それぞれのイベントには実行委員会が組織され、その中で協議、検討されながら実施されております。

御質問のそれぞれの実行委員会と町のかかわり方の基準についてであります。特に明確な基準は定めておりませんが、ふるさと祭り、冬まつりについては、過去の経過から町が事務局を担っていることから、町職員による支援が大きくなっております。

また、観光和牛まつりにおいても、従来はイベント部会の事務局を町が担っていたことから、その流れで現在も町職員の支援が大きくなっております。

夏まつりに関しましては、商工会議所が事務局を担っており、商工会議所のイベントという意識が高いため、特に、会場設営及び撤収作業については町に頼らないで進

めることを念頭において開催していただいている現状にあります。町からは商工観光グループと、若手のボランティアスタッフが支援をしております。

今後とも町民に楽しんでいただけるイベント開催のための支援に努めるとともに、スタッフに過度な負担とならないよう、実行委員会の中でも協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきました。

よろしく願いをいたしたいと、そのように思います。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） それでは、手話言語条例の制定についてから再質問をさせていただきます。

手話言語法の制定を求め、美幌町議会でも平成26年6月の定例議会において意見書提出が議決をされ、今では、全国1,788の地方議会全てで採決されております。

また、平成30年11月30日現在で、199の自治体で手話言語条例が制定されているという事実からしても、社会全体が手話は言語だと認めていると言っていると思います。

そのような社会情勢の中で、我が美幌町においては北海道手話言語条例が適用されていることから、道条例の普及、啓発を図りつつ、調査、研究を進めてまいりたいという御答弁をいただきました。

私的には、簡単に言えば道条例を批准するから別に美幌町独自の条例はつくることがはないというふうにとめました。そのような考えだからこそ、聴覚障がい者の方が101名もいるのに4名の方しか手話を活用されていないのではないのでしょうか。この4名というのが、多いと思うのか、少ないと思うのか、私は非常に少ないのではないかというふうに思います。

また、道条例には道条例の役割があり、市町村条例には市町村条例の役割があるの

ではないのでしょうか。

全日本ろうあ連盟が2014年に作成しました条例モデル案の役割というのがありますけれども、それによりますと、都道府県手話言語条例は、各地のろう者団体及び手話通訳者団体、市町村と連携をして、一つ、手話を学ぶ機会の確保、二つ、手話を用いた情報発信など、三つ、手話通訳者等の確保養成など、四つ、学校における手話の普及、五つ、事業者の支援、六つ、ろう者等による普及啓発、七つ、手話に関する調査研究の7項目についての施策を推進するとともに、聴覚障がい者情報提供施設等の支援、ろう学校における手話教育の推進を任務としているとあります。

また、市町村手話言語条例は、手話を使用する住民について、手話によるコミュニケーション及び社会参加がしやすい環境を整えるために、地域における手話への理解と普及を促進するための施策を行うこと、具体的には、ろう者にかかわる公共機関、商業施設など、企業、町内会等の住民組織、地域の小中学校での手話についての啓発と普及活動及び手話通訳者の配置などを任務としているとあります。

このように、美幌町の特性に合わせた条例制定は必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 御質問にヘレンケラーの言葉もありました。そして、聞こえる方も、聞こえない方もコミュニケーションができる環境になればいけないというのは、私どもも同じような考え方であります。

それで、道条例ができたから、それにべったりもたれかかって、私どもは何もしないというようなことではなくて、我々ができることをしっかりやってみようということが、障がい者計画にあらわれていると思います。

先ほどの質問が飛んでしまいましたの

で、もう一度質問していただければと思います。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 道には道条例の役割があり、市町村条例には市町村条例の役割ということで、先ほど具体的に説明させていただきました。

それで、道条例を批准というか、道条例があるから町はそれでやっていけるという考えのもとで御答弁いただいたのですが、そうではないでしょうと、町にとって美幌町の特性があるから、それに沿った条例制定が必要ではないですかという質問であります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど答弁させていただいたように、道条例があるからそれにべったりともたれかかって何もしないということではなくて、障がい者計画にありますように、しっかりとした取り組みをしていかなければいけないとそのように思っていますし、また、美幌にとって特徴的なのは、複合障害を含めると101名いるということでもありますので、そのうち4名しか手話を利用していないということは、我々の今までの取り組みがちょっと緩かったのかなというふうな思いも正直しております。

そんな中、後天性と先天性でいろいろあると思います。聴力については。

そんな中、手話が十分言語として認められているということでもありますので、これについては、今後しっかりとした取り組みをさらに進めていかなければいけないのではないかと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 101人に対して4名しか手話を使ってない。使わないほうが悪いのだと言うとそれまでかもしれせんけれども、やはりそういう環境にないと思

うのです。そういう環境にしてやるのが行政の務めであるのではないかと思います。

障害者基本法の改正により、言語の中に手話を含むということで、これは明確に記述されました。この時点で、手話は言語であるということが確立されたわけでありませけれども、そうであれば、手話言語条例は要らないのではないかという意見もあろうかと思えます。しかしながら、手話言語条例は何を目指す法律かということなのですけれども、ここに手話でGo!ということで、これは全日本ろうあ連盟が作った冊子ですけれども、これによりますと、手話はろう者にとって母語、母親の言葉ですね、母語であることを示し、ろう者が日常生活や職場などで、自由に手話を使ったコミュニケーションがとれること、ろう教育に手話を導入し、ろう児や保護者が手話に関する正しい情報を得ることなどが保障され、ろう者が社会的に自由に生きられることを目指す法律であるというふうに記載されております。

また、手話には、日本手話と日本語対応手話、手指日本語と言うこともありますけれども、あるいは混声手話があり、どれが手話言語か定義づけされておられません。

日本語対応手話は、一つ一つの単語を日本語の語順のまま手であらわしたものであり、手であらわしても、紙に書いても、点字であらわしても、日本語は日本語であるという考え方もあります。それをどう定義づけるかということが必要ではないかと思えます。

唯一、埼玉県朝霞市が朝霞市日本手話言語条例で言語としての手話を日本手話と明示をして条例化いたしました。そのほかにも、手話による観光案内を促進する旨の規定を設けた京都市、あるいは三重県の条例や、災害時の対応について言及した旭川市等の条例もあります。

このように、市町村手話条例を策定をす

る意義は大いにあるのではないかと思いますけれども、美幌町の特性に合わせた、美幌町カラーの条例を策定する考えは、今一度確認しますが、ないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 各地の条例を見させていただきました。

それによると、やはり精神的な部分が大きいのかなという思いを率直に感じました。精神的な健常者側のバリアをどうするのかということを含めて、という思いを率直にいたしました。

それで、この町にとってどんな条例が必要なのかということになるとは思いますけれども、これについては、やはり具体的にいろんな方策も含めて、必要なのかどうかということも含めて、いろいろ検討しなければいけないと思います。

ただ条例をつくって、それで終わりかということになるといかんともしがたい話になってしまいますので、例えば、条例をつくって、第2期障がい者計画がありますけれども、こちらでしっかりとした取り組みをうたっていくのかどうかということも含めて全体で考えていかなければいけない、そんな思いをしておりますので、つくるとしたら、もう少し具体的な内容を入れてはどうなのかなというような思いは率直にしております。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 先々月、10月になりますか、美幌手話の会ピポロというサークル活動が美幌町内にあります。その創立20周年の記念行事があったわけですが、その中で町長が来賓として来られまして、手話で御挨拶をされたということで、北見市とか、網走市とかほかの市長の方も結構来られたのですけれども、美幌町長はすごいね、手話で挨拶ができるねということで、美幌町も手話条例が進むのかな

ということで皆さん期待されたのではないかというふうに思いますが、例えば、視覚障がい者、目の見えない方については、ハード整備としては、全国各地で点字の歩道ですとか、あるいは、信号機のところに音が鳴る信号機などがついているとか、これは当たり前の状態になっているわけです。視覚障がい者にとってはです。

聴覚障がい者にとっては、そういう当たり前となるハード面というのか、全国を見ても今のところどこにもないです。何のハードが必要なのかというのは、私も案はありません。これは、やはりそういう団体の方といろいろ話をして、こういうハード面が必要だということが今後の課題となると思うのですけれども、そういうハード面を、例えば、日本に先駆けて美幌町がつくっていくというのも一つの手ではないかというふうに思います。

また、道の条例を啓発してやっていくという御答弁がありましたけれども、例えば、行政ができることの一例として、ポスターを作成して掲示をすとか、それで、手話というのがあるのだなというのが町民の皆さんに知ってもらえるPRにもなります。あるいは、月1回配布している広報誌で、普及活動、例えばワンポイント手話を連載すとか、そういうことも普及活動になるとは思います。

また、手話通訳者の養成という観点で、例えば、資格試験を受けるために個人負担をするわけですが、個人に補助金を出すのはどうかという問題点もあるかと思えますけれども、それらに補助金を出すとか、あるいは、今、羽田空港とかにもありますけれども、遠隔手話通訳サービスや、手話フォンというものを行政の窓口に着くとか、お金がかかる話ですが、あるいは、ろう者の方を雇用している企業、美幌町にもありますけれども、そういうところにこういう機器を入れるときには補助金を出すとか、まだまだ考えれば考えるほど

いっぱいあると思うのです。

だから、そういうものを、先ほど町長がこれから検討しなくてはならないということでしたので、私もすぐにつくれと言っているわけではないです。やはり、ろう者の方が本当にこういう条例ができてよかったと思えるような条例をつくるのが、非常に大切だと思うのです。

そのためには、やはり、行政だけではなく、ろう者の団体ですとか、雇用している企業とか、いろんな意見を聞いて、そういう組織を立ち上げて協議していくことが非常に重要ではないかと思えます。

そして、美幌町にしかない美幌町独自の条例制定に向けて、そういう組織を立ち上げることが今は重要だと思いますけれど、そういう考えはないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 我々もいろいろやっております。

ヘルプカードというのは御存じでしょうか。知っておられますね。

ヘルプカードであるとか、あるいは、全日本の何と言いましたでしょうか。それは後ほど答弁させていただきますけれども、ヘルプマークであるとか、ヘルプカードであるとか、そういう取り組みをしております。

ハードの面で言うと、最近オープンしたびほ一館については、高齢者の視覚、黄色の変化と書いてありますけれども、そして、弱視だとか、色弱者に配慮して明度差の大きい配色をするということで、例えば、トイレなどブルーの大きなマークがついていると思います。

あるいは、誘導ブロックであるとか、あるいは、ピクトグラムと言うのでしょうか、絵文字だとか、あるいは、表示の大きさ、配色、コントラストなどを工夫して、目の見えない方、あるいは、弱視と言いますか、そういった方に配慮したこともやっておりますので、条例がないから全て何も

しないということではなくて、条例がなくてもやれることをしっかりやるというようなことをやっておりますので、御理解をいただきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいま、町長が答弁いたしましたけれども、先ほどお話ししましたヘルプマーク、ヘルプカードにつきましては、支援や配慮を必要としていることが外見からわかりにくい方が、周囲に理解や配慮を必要としていることを伝えるものということで、これにつきましては、広報等に載せまして、啓発、普及しているところであります。

それ以外にも、町といたしまして、聴覚障がい者の方に対する支援としては、国の補助であります。補装具等の支給、これは自己負担もありますけれども、補装具と視覚障がい者用の屋内通信装置というようなものを、そういう部分でしておりますし、意思疎通の方法としましては、そういう配慮、ヘルプカード等を見せていただくと、ゆっくり口の動きや表情がわかるように正面から話してくださいというような周知等もしているところでございますので、わからないと対応ができないということがありますので、そういう啓発、普及につきましては、今現在も広報、ポスター、ホームページ等でしているところでございますけれども、なおかつ、さらに啓発を進めるためには講演会だとか研修会、これは聴覚障がい者だけに偏っていないですけれども、年2回いろいろな障がいのある方の対応についての研修会等も開催しているところでありますので、今後につきましても、そういう部分を含めまして、さまざまな部分についての検討、普及をこれから図っていききたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番(戸澤義典君) いろんな障がいの方は確かにおられて、いろんな施策をやっているのは存じております。

美幌町意思疎通支援実施要綱というものも定めて、そういう支援をやっているというのは承知しています。

今回は特に、聴覚障がい者に対する条例制定というものをポイントに捉えて議論させていただいていますので、その中で、やはり、現場というか、実際にそういう状態の人の、ろうの方のお話を聞くということが1番重要ではないかと思うのです。

そういうお話を聞いて、何に困っているのか、何が必要なのかということ把握をしないと、次の段階には進めないのではないのかということで、それをやるためには、まずそういう組織をつくって、きちんと意見、要望を吸い上げることをしてはどうですかということで、先ほどの御質問をしたのですけれども、その件に関してはどうでしょうか。

○議長(大原 昇君) 民生部長。

○民生部長(高崎利明君) 先ほど、条例制定につきましては、町長がお答えしたとおりでございますけれども、手話が言語であるということ、多様な意思疎通支援について必要だということが論じられておりますので、ただ、それぞれの町村によって違いますので、他の先進事例の条例をそのままという形にはいきませんが、条例の内容だとか、制定後の取り組みについてどのようなことをしているかという部分の調査研究を行いながら、関係者の意見を伺うということは、当然必要なことだと思いますので、そういう部分につきましても、今後進めてまいりたいというふうには考えております。

○議長(大原 昇君) 6番戸澤義典さん。

○6番(戸澤義典君) 意見を取り入れて調査研究をしていくということなので、ぜひ、実態を把握していただいて、美幌町に

反映できる事があれば反映していただきたいなというふうに切にお願いするところがあります。

2点目の美幌町の全町的イベントの行政のかかわりについて、再質問させていただきます。

以前事務局を町が担っていたことから、今、温度差があるのだという御回答でしたけれども、これは、事務局を行政が担っていたということなのですけれども、担った経緯というのを、できれば簡単に御説明いただきたいのですが。

○議長(大原 昇君) 総務部長。

○総務部長(広島 学君) 総務部のほうで所管をしておりますふるさと祭りについてでございますが、このふるさと祭りの開催については、お祭り時の暴力団、テキ屋の排除で、子供たちに安全なお祭りに参加をしていただくという趣旨から、このふるさと祭りがスタートしたものでございます。

そのときに、暴追協を総務のほうで持ってございましたので、暴追協の事務局を当時は役場の庶務係で行っていたという経緯から、テキ屋を排除した中での町民手づくりのお祭りを進めていくということについて、総務部のほうで中心となって組み立てていったという経緯がございますので、その経緯が今も残っているということで、今も暴追協に関する事務局は、今のまちづくりグループで担っているということから、多くの職員が、どちらかという行政主導で、こういったイベントをつくっていかうということに関係団体、暴追協を中心として呼びかけを行っていたということもございまして、今でも行政中心の中で、ふるさと祭りについてはイベントの運営をさせていただいているというところでございます。

○議長(大原 昇君) 経済部長。

○経済部長(矢萩 浩君) 事務局の関係で、経済部所管のイベントでございます

が、1点目、観光和牛まつり、こちらは答弁書にもございますように、町がイベント部会の事務局になっていたという経緯がございます。このようなことから、現在も町が支援を比較的大きな人数でやっているという経緯がございます。

二つ目、びほろ冬まつり、こちらは、昭和40年代、50年代に、当時トレーニングセンター、今のスポーツセンターがありますところ、こちらで当時の青年団体が中心となってやっておりましたけれども、一時期これが途絶えたというか、イベントがない時期がありました。それを再開しようということで、町が中心になって復活したという経緯があって、町が事務局を担っているという状況でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 何の団体も、何のイベントもそうだと思うのですけれども、やはり、事務局を担っていれば、相当な体力とか労力が必要になってくるというのは目に見えている話で、せっかく実行委員会があるのですから、実行委員会に事務局を渡すという考えは、今まであったのか、なかったのか、あるいは、渡すことはできるのか、できないのかについてはどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） ふるさと祭りであれば、実行委員会としては、暴力追放推進協議会が中心となってやっています。その中で、もともと暴追協のメンバーが実行委員として名を連ねているという感じになりますので、現実的に事務的な作業ですとか、いろいろな調整を含めて実行委員会にお渡しをするということは、現時点では相当難しいだろうというふうに考えております。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいま、ふ

るさと祭りについて総務部長のほうから御答弁申し上げましたけれども、冬まつりについても同様の状況であると認識しております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 今回、何でこのような質問をさせていただいたかという、行政職員の負担が見ても非常に大きいのではないのかなというのが1番あったのです。

夏まつりを見ていますと、本当にみんながボランティアで参加して、準備したり、撤収したりということで、非常に言い方が悪いですが、行政の職員の方は余りかかわっていない、あれがやはり1番理想の姿ではないかというのがありましたから、今回こういう質問をさせていただいたのですけれども、何か行政の職員が本当にみずからもお祭り、イベントを楽しめるような、そういう組織づくりというか、それが重要ではないかと思うのですけれども、例えば、シルバーでもボランティアでも、要するに、お金を出して準備してくれる、労務があればそういうところをお願いするとか、何かしら職員の手をなるべくかけないようなイベントづくりというのが非常に重要ではないかと思うのですが、そういう考え方はないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議員が今おっしゃったとおり、各イベント実行委員会が設置をされてございます。基本的には実行委員会が中心となって、運営、準備をしていただく、企画もしていただくということが1番望ましいイベント運営のあり方だというふうに考えてございます。

それをすぐ移行した形でできるのかというと、それぞれ歴史を持ったイベントでございますので、継続していかなければいけないというふうに考えておりますので、今

すぐそういった形で実行委員会のほうにお任せをしながら、なおかつ、そういった形で労務提供を金銭的に解決するというのであれば、恐らく町の金銭負担も出てくるだろうということも考えられますけれども、そういったことも全部含めながら、こういった形で今後のイベント運営ができるのかということについては、それぞれ実行委員会の中でも協議をいただくということも必要だろうというふうに思っていますし、さまざまな形で、まずは継続していくためにこういった形のイベントの運営のあり方がいいのか、人員体制を含めて、そういったことも実行委員会の中でも協議をいただくという形で進めないと、いつまでも役場の職員もこれが継続できるかということ、なかなか厳しくなるときも来るのだろうというふうに思っていますので、それらを含めて実行委員会の中でも協議いただきたいというふうには考えております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 今回、一石を投じることができましたので、趣旨は達成したということで、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） これで、6番戸澤義典さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時30分といたします。

午後 0時14分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） [登壇] 私は、2項目について通告してございますので、順次、質問をさせていただきます。

まず最初に、福祉行政についてです。

福祉行政の一つ目として、風疹予防接種

について質問させていただきます。

風疹は、5年ごとの周期で大きな流行が発生しておりますが、現在は、定期予防接種により先天性風疹症候群の障がいを予防できるようになりました。

ところが、平成30年、大都市圏を中心に風疹が大流行となり、患者は前年度の1.2倍となっています。

平成28年度の感染予測調査によりますと、30歳代から50歳代までの男性の5人に1人は風疹の免疫を持っていないことがわかりました。

美幌町の風疹感染状況、それから、今後の対応についてお示してください。

二つ目、児童虐待防止についてです。

去年も一般質問しておりますが、道内児童相談所での児童虐待対応件数は年々増加しており、美幌町においても増加傾向にあります。

状況に応じて、児童相談所、警察などの関係機関と連携し、情報を共有していると思いますが、親の悩みが軽減され、保護の必要がないと判断し、保護を解除した後に虐待が再開してしまうケースが見受けられます。

町の担当者は、他の業務も兼任しており、対応に苦慮している状況もあると思いますが、今後の対応策についての考え方をお示してください。

二つ目の地域サポーター制度についてです。

自治会との身近な相談窓口として、地域サポーター制度が導入されていますが、制度の目的、活用方法などが地域住民に十分理解されていないため、利用しやすい状況となっていないと思われまます。

活用方法によっては、地域住民のコミュニケーションが図られる制度だと思いますが、制度の見直しを含め、今後の取り組みについての考え方をお示しいただきたいと思ひます。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 坂田議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

初めに、福祉行政について。

風疹予防接種についてであります。風疹は風疹ウイルスによって起こる急性の感染症で、発疹、発熱、リンパ節の腫れなどを主症状とするものであります。

妊娠初期に感染すると、先天性風疹症候群と呼ばれる聴力障がい、先天性心疾患、白内障などの障がいを持ったお子さんが生まれる可能性が高くなります。

平成25年には、全国で成人男性を中心に風疹の流行が見られ、このときの流行の影響で45人の先天性風疹症候群の報告がされております。

平成30年も関東圏を中心に風疹の罹患数がふえている状況にあり、平成30年11月18日現在の風疹の累積罹患数は2,186件となっており、そのうち北海道における罹患数は16件の報告があります。

近年の流行における患者の大半は30歳代から50歳代の男性で、この年代の男性の抗体保有率は8割程度と他の年代がおおむね9割であるのに対して低く、昭和54年4月1日以前に生まれた男性は、定期的予防接種の機会がなかったためと言われております。

平成25年の風疹の流行を受けて、北海道では平成26年6月より、妊娠を希望する出産経験のない女性や、風疹の抗体価が低い妊婦の配偶者を対象に風疹抗体検査事業を実施しており、平成30年度における11月26日現在の検査数は、北見保健所管内で28件、そのうち美幌町民の方は3件となっております。

御質問の美幌町の風疹感染状況と今後の対応についてであります。美幌町の風疹感染の報告は現在のところはございませんが、今後の対応につきましては、妊婦一般健康診査の検査項目として実施している風

疹抗体検査において、抗体が低い妊婦自身への感染予防と、配偶者を含む同居家族の風疹抗体検査の勧奨に努めるとともに、婚姻届出の時にも、風疹の症状や妊婦への影響、北海道の風疹抗体検査の周知等に努めてまいります。

また、現在厚生労働省では、ワクチンの接種率が低く、患者の多数を占める30歳代から50歳代男性の抗体検査や予防接種の原則無料化を検討していることから、国の動向を確認しながら風疹予防の対策を進めてまいりたいと、そのように思います。

次に、福祉行政について、児童虐待防止についてであります。道内児童相談所での児童虐待対応件数につきましては、札幌市を含めまして平成29年度で5,133件、前年度比106%となっており、オホーツク管内を管轄している北見児童相談所では、平成29年度で266件と、前年度比82%で減少しているものの、通報件数では387件であり、108%と増加している状況となっております。

本町における児童虐待の対応件数につきましては、通告も含めまして、平成28年度で12件であったものが、平成29年度では13件、平成30年度は11月末までですが14件で、既に前年度を超えている状況にあります。

お尋ねの今後の対応策についてですが、町に虐待の通告があった場合やその疑いの情報をつかんだときは、その内容により各関係機関で構成する美幌町要保護児童対策地域協議会の中で対応を協議しており、ケースによっては児童相談所へ一時保護の措置をとるなど、児童の安全確保を図っているところであり、また、相談や通告の窓口を広報やポスター、リーフレットで周知し、早期発見、早期防止に努めているところでもあります。

町の担当者は他の業務も兼任しておりますが、児童福祉法の改正に伴い、担当者の専門性を強化しなければならないことか

ら、今年度2名の職員が専門的研修を受講しており、要保護児童対策調整機関の調整担当者として業務を担っております。

町としましては、今後もこの2名の職員を中心に対応を行ってまいります。児童の健全育成のため、虐待防止は重要な課題であるとの認識のもと、担当職員のさらなる専門性向上のための研修受講により、相談、対応体制の強化を図り、児童相談所を初めとした各関係機関と連携をとりながら、児童虐待の早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域サポーター制度についてであります。この制度は、各自治会内で生じた課題や問題を自治会の自主的な活動により解決するため、地域サポート職員が自治会と行政とのパイプ役となり、各自治会の活動支援を行う目的で、町長第1期のマニフェストとして平成20年5月からスタートしております。

スタート当初は、67自治会を八つのグループに分け、地域サポート職員として、部局長、主幹を1グループに4名から5名を配置していました。

平成27年4月からは、67自治会を34グループに分け、主査、担当も含め、地域サポート職員を1グループに3名配置しております。

このように、サポート職員の拡大など変更を行ってきていますが、活用は少ない状況であります。活用が少ない理由として考えられるのは、自治会長が直接役場の担当部局に相談に来たり、自治会の担当であるまちづくりグループに相談に来て解決している事項があります。

また、自治会の役員として活動している役場職員もおり、その職員が解決している場合もあります。

これらのほかにも、地域の共通課題をテーマに年2回、自治会連合会と行政との懇談会が実施され、課題解決に向けて意見交換が行われていたり、年に1度、各自治会

の要望を取りまとめ、自治会連合会より町へ要望書が提出され、解決しているものもあります。

これらの現状を踏まえ、相談の受付方法や支援の方法、情報提供の場としての活用など、制度のあり方も含め、今後、自治会の意見も聞きながら検討したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁させていただきました。

よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） まず最初の風疹予防接種について、再度質問をさせていただきます。

平成25年度の風疹の流行を受けて、北海道では平成26年度より妊娠を希望する出産経験のない女性や、風疹の抗体が低い配偶者を対象に風疹抗体検査を実施していることは、先ほど答弁いただきましたので、十分承知しているところでございますが、内容がまだ行き渡っていないところもあるのではないかと感じているところであります。

先ほども答弁いただきましたけれど、妊娠初期にかかると胎児がウイルスに感染し、難聴、心疾患、白内障、そして、精神や身体の発達のおくれなど、障がいを持った赤ちゃんが生まれてくる可能性が大であると認識しております。

これらの先天性風疹症候群を持った赤ちゃんが、これら全ての障がいを持って生まれるとは限りませんが、障がいのうちの一つ、二つのみを持つ場合も多く見られております。

風疹の流行している地域では、先天性風疹症候群に悩まされている親たちが中心となって、子供たちがこういう症候群にならないようにということで、予防接種を受ける働きかけをしているところが随分見受け

られます。

政府は2019年度の予算で実施する対策の一部を2018年度中に実施し、免疫の有無を調べる抗体検査を受けた人に幅広く助成金を出す方向で検討しているという報道がされております。

また、11月30日のテレビのニュースによりますと、39歳から56歳までの男性については無料、20歳から30歳代までは検討するということでありますので、感染リスクの高い30歳代から50歳代の男性にワクチンを進めるべきではないかと考えております。まだ男性のワクチンについては、なかなか町内でも浸透していない状況にありますので、やはり、今後しっかりとした取り組みが必要ではないかというふうに考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） まず、風疹というものがどんなものかということがわからない男性が結構おられると思います。

私たちの年代になると大分わかっていると思いますけれども、若い町民の方は、風疹と言ってもなかなかなじみがないようでありますので、まずは、PRをしっかりと、そして、怖い病気なのだということをしっかりと学ぶことが必要ではないかと、そのように思っておりますので、そうしたことも力を入れながら、極力、この町から不幸にも難聴や先天性の心疾患、白内障などで生まれる可能性が高いと言われておりますけれども、そうしたことがないようにしっかりとした対応をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、答弁いただいたとおりでと思います。

先ほどの第1回目の答弁にもいただいておりますけれども、30歳代から50歳代の男性で、予防接種を受けなかった時期とい

うのが、ちょうどこの年代に当たるのかなというふうに思われます。

風疹自体の病気は、子供がかかると軽い病気ではありますが、ただ、大人になった段階で、子供にうつす、感染ということが胎児に、特に妊娠したときに感染すると、おなかの中から病気がウイルスによって発生するということが、いろんな障がい生まれてくるということが状況として出されておりますので、やはり一番大事なのは、本人たち、妊婦さんたちも当然ですが、周りの家族が気をつけてあげなくてはならない状況が今の段階ではないかなと思いますので、答弁いただきましたように、今、30歳代から50歳代の男性については、なかなか風疹というそのものがどういう病気であるかということがわかりづらいということなので、しっかりとしたPRを含めて、それと、予防接種を受けていただきたい、我が子が先天性症候群にならないためにも、気をつけていただくということが一番大事なことかなというふうに思いますので、その点については十分調べていただいて、PR方法を徹底して取り組んでいただきたいそんな思いでありますので、今後の取り組みの状況によっては、受けてくれる人もふえてくるのかなというふうに思いますので、やはり、取り組み内容によって違って来るかというふうに思いますので、そこら辺のところ、もしこれからこういう取り組みをしてみたいという内容のものがありませんでしたらお知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 町のほうといたしましては、現在は婚姻届出だとか、妊娠届出のときに周知をしているところでございますが、先ほどお話ししたように、国のほうで早急に抗体検査、ワクチン接種の検討をしている段階の中で、自治体ごとに異なる取り扱いもあるので、指針も含めて示されるということになっておりますの

で、その指針を見ながら抗体検査、あとワクチン接種についての周知がどのような形が1番効果的にできるかという部分につきまして検討させていただいて、なるべく風疹についての知識、啓発をして、抗体検査、ワクチン接種をしていただけるように努力したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 国の方針に基づいてやっていくということですが、美幌は美幌のやり方というものもあると思いますので、周知できる方法を考えていただいて、しっかりとした取り組みをしていただくように、お願いをしたいと思います。

次に、児童虐待について質問させていただきます。

美幌町については、児童虐待の件数というのは、わずかですがふえている状況にあります。今までひどい状況になったということはありません。

ただ、これは予断を許すことはできないかなというふうに思っていますので、しっかりとした取り組みが必要かなというふうに思います。

児童虐待の身体に外傷が生じ、また、生じる恐れのある暴行を加えることを児童虐待と言いますが、殴る、それから食事を与えない、それから、冬戸外へ締め出す、部屋に閉じ込める、こういうことが身体的虐待と言われております。

性的虐待ということについては、児童わいせつ的な行為を行う、児童にわいせつ行為をさせたり、見せたりすることにつながっていきます。例えば、子供への性的暴力、それから、みずからの性器を見せたり、性交を見せたり、強要することなどが性的虐待と言われております。

もう一つ、ネグレクト、これは児童の心身の正常な発達を妨げるような激しい減食、また、時間の放置、その他として監護

を著しく怠ること。

例えばですが、病気になっても病院を受診させない、乳幼児を暑い日差しの当たる車内への放置、それから、食事を与えない、下着などを不潔なまま放置するということがネグレクトと言われております。

皆さんのほうでは、こういうことについては理解をしていることと思いますが、もう一つ大事なことは心理的虐待です。児童に著しい心理的外傷を与える行動を行うということで、これはたまたま見かけられることがあると思われま

す。心理的外傷は、児童の健全な発育を阻害し、場合によっては心的外傷後ストレス障害、例えば、PTSDなどの自尊心を踏みつけるなど指摘されておりますので、そういうことを、やはりいち早くキャッチすることではないかなというふうに思うのですが、行政や福祉の現場で働く人々の多くは、相談者の状況を改善しようと努力していることは重々承知をしています。

ですが、危機を目前とした人でも、助けを求めることは恥ずかしいことだと意識していることもあります。対応については、最も助けを必要とする支援ができるように努力していくべきではないかなというふうに思っております。

現在でも、先ほど答弁いただきましたけれど、児相と警察、学校などの関係機関の情報を共有していると思われま

すが、マニュアルだけで適切に対応したということでは、親の悩みが軽減されたと判断をしまい、児童の一時保護を解除し、親元に戻した後に虐待が再開されるというケースは珍しくないとされております。その原因として言われているのが、親が若かったり、それから経済的に不安だったり、周囲の支援がなかったりと原因はさまざまあることですが、担当者が保護者と信頼関係を築き、適切に判断できるような能力を高めていくことが求められているのではないかなというふうに思われま

ど、担当の方が2名研修をやっているという報告がありますが、そこら辺のことについて、今後、専門的な知識も含めて対応していかざるを得ないというところでの取り組み内容について、説明できるものがありましたら、説明していただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今、坂田議員が御質問のとおり、児童虐待の種類については大きく4種類ありますけれども、やはり、北見児童相談所の管内でも1番件数的に、比率的に多いのは心理的虐待の率が多い形になっております。

言葉による脅し、無視、兄弟間での差別等、いろいろあるのですけれども、これに対応する部分につきましては、今までも早期発見、早期対応に努めるということで、専門的知識を有するというのは、児童福祉法の改正に伴って、今年度保健師、保育士が受講しているわけですが、今後につきましても、研修を受ける職員の数をふやして対応するということをしておりますけれども、今までもそうであったように、保健師、保育士等で、そういう通報があった場合は、家庭訪問等をして、親との信頼関係を築くことによって再発防止をして、また、再度定期的な訪問等によって経過を見ていくというような形をとっておりますので、再発防止も含めまして、先ほどお話ししました早期発見等につきましても、関係機関だけではわからない部分がありますので、民生・児童委員さんに対しまして、年1回児相の職員が来まして研修会を開いておりますので、そういう中で、情報をつかんだら町のほうに連絡をいただくというような対応もっておりますので、そういうことで、児童虐待の防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、答弁いただきましたように、保健師さん、保育士さんの方と十分連携をとりながらやっていることは重々承知をしているところなのですが、美幌で虐待ということについて余り知られていないことも多々あるのだろうと思います。なるべく、美幌の町からそういう虐待はなくしていきたいという思いで、毎回質問をさせていただいておりますけれども、虐待というのは、目に見えないところでやられることのほうが多いので、そういうところは専門的な知識を持った人ももちろんかかわっていただくことでもありますし、ただ、地域の人たちとの連携ということも必要になってくるのではないかなというふうに思います。

そういうところでは、担当になられた方々は、地域の人たちとの情報の共有ですとか、情報を提供していただくとか、そういう働きかけも必要になってくるのではないかなというふうに思います。

虐待の原因というのはさまざまで特定はできませんけれども、虐待の原因としては、親の支援がなければなかなか問題解決していかないかなというふうに思いますので、虐待の対応については経験年数も十分必要になってくるというふうに思いますので、単なる職員の増員だけではなくて、能力を磨いていただいて、それから対応できる職員を育てていただきたい。そういう思いで今回も質問をさせていただいておりますので、しっかりとした取り組みをしていただきたいと思います。

この児童虐待については、この辺で終わらせていただきます。

次に、地域サポーターについて質問させていただきます。

答弁にもありましたように、町長のマニフェストとしてスタートした地域サポーター制度でありまして、見直しを含めて現在に至っておりますが、行政評価としては、計画よりも下回る評価がされている状況に

あります。

活用が少ない理由も述べられておりましたけれど、このサポーターの目的は、定期的にサポート職員が役員会等に出席するなどして、町民にはわかりづらい、行政が実施する制度を理解できるほか、町内会の問題解決のために一緒に協議でき、早期解決につながる制度であると理解しております。

ただ、町内会に職員が住まれている場合は、地域とのつながりも可能となっておりますけれども、現実に住まれていない職員が配置された場合は、地域にとって地域サポーターが必要であると思われるようにするために、職員の方にも一層の意識向上が必要となってくるのではないかなというふうに思いますが、その点について町長いかがお考えでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今の質問の中にありましたように、このサポーター制度については、私が1期目に掲げたマニフェストの中に入っている事項だと、そのように思っております。

当時は、私は、行政と住民の皆さんとの間が非常に離れ過ぎたという思いがあったものですから、これをもう一度近づけたいという思いで、実はこういう発想をしました。

その後、まち育出前講座だとか、そういったことで職員が積極的に出ていくということで、住民の皆さんとより近づいていけるだろうと、そういうシステムができましたので、先ほど1回目の答弁をさせていただいたように、なかなか活用が難しくなってきたということがありますので、そんなに長い時間をかけずに検討して、こういった制度が必要なのかどうかを含めて、あるいは、先ほど言ったように、まち育出前講座だとかで代替的にできないのかどうかを含めて検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） インターネットで美幌町の地域サポーター制度について配信されているのを見ました。

ことし5月に配信されていると思うのですが、その後、状況としては変わってきた状況にあるのかどうかお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今、坂田議員が、ことし5月にインターネットで配信されている状況から変わっているのでしょうかということですが、まことに申しわけございませんが、5月に配信されておりますインターネット上の内容については確認をしておりますけれども、制度上自体についての取り組み方針ですとか、そういったものについては変更がされておられませんので、インターネットの内容はわかりませんが、制度上については変更がされていないというところでございます。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 私もインターネットであちらこちらの地域サポーター制度を見せていただいておりますが、北海道でも新十津川町、それから、富良野市、中富良野町、上富良野町、占冠村でこういう制度がつけられて、活動している状況にあるのですが、その活動状況の内容のところまでは出ておりませんでしたので、具体的なところはわかりませんが、町として、やはり、地域住民の人たちとの行政をいかに協働して進めていくかという取り組みは、どの町もやられているのだなというふうに感じています。

ただ、せっかくつくった制度ですので、これを活用していったほうがいいのではないかという思いは持っています。

ただ、全国的に見ますと、いろんなサポーター制度というのがありまして、行政側

職員が中心になってやるのではなく、民間が自主的にやっているサポーター制度というのをもたくさん紹介されていたので、そういうところの状況も踏まえて、美幌ではどういうサポーター制度がうまく展開できるのかなという思いは持っています。

導入されてからちょうど10年になるので、やはりその間にもう少し具体的に見直しされて、いい方向に進めることができたのではないかということが今の感想としてありますが、今後、このサポーター制度について、見直しを含めてどのような方向で進めていったらいいのかということも含めて、考え方がありましたらお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、私はそういうつもりでこのサポーター制度を提案させていただいて、まだやっているというような状況であります。

そういった思いを、別な形で今は出前講座だとか、そういうことでやっていますので、そのほうがよりリラックスしていけると言いますか、余りかみしもを着ないで、リラックスしていけるのかなという思いをしておりますので、廃止することも含めて検討していかなければいけないのではないかと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） せっかくの地域サポーター制度という提案でしたので、私としてはかなり期待をしていたところだったので。

ただ、今のいろんな状況を見ると、非常に難しい状況ではあったのかなというふうには思いますけれど、やはり、私たちはどちらかというと、かみしもを着た行政側と住民の人たち、町内会の人たちが、いろんな活動をしやすい状況をつくっていくと

というのが本当に理想的かなというふうに思っているのですが、ただ、先ほども言いましたように、地域の中に住まれている方については、日ごろからの交流があって、活動しやすい状況というのは生まれているのかなというふうには思います。

ただ、全く住まれていないところが自治会は相当数あるのかなと、そういうところについては、お互いになかなか交流する機会がなく、コミュニケーションをとる機会もないということなので、うまくスムーズにいかない状況ができてきているのかなというふうに思いますので、せっかくあるサポーター制度を活用するのであれば、その辺のことも十分考えた上で、お互いにコミュニケーションをとりやすい、お互いにやりやすい方向を考えていくべきかなというふうに思います。

あるところの例で、課題となっているところが、職員の人単なる資料配布だとか、説明役に終わっているのではないかということが、まず問題点として挙げられておりましたし、サポーターの職員の人たちが地域にとって本当に必要なのかなと思われる点も言われていることもあります。

それと、そういうことを克服するためには、やはり職員の方も、それから自治会の方も、お互いに意識向上していくための手段を考えていかななくてはいけないのではないかなというふうに思いますけれど、そのことについて、これからどんな方向で進めていったらいいのかなと、私自身もいろんな状況を考えながら今回質問させていただいたのですが、いずれにしても、このサポーター制度をうまく活用させていただいて、地域住民とのコミュニケーション、それから行政、活発化する行政になっていただきたいという方向で進めていただきたいというのが本音のところでもあります。

そういうことに関して、もし、町長が最初からつくられた思いとして、こういうふうにこれから進めたいという思いがありま

したら、お聞かせいただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） おっしゃることもよくわかります。自治会との間をどうするかという中で、このサポーター制度は生き残っていけるのかなという思いをしております。

ただ、私は1期目のときにマニフェストで言ったのは、先ほども言いましたように、町民の皆さんと行政との間が非常に遠のいてきたという思いがあったものですから、それをどうやって近づけようかということで、このサポーター制度を考えたということでありまして、当時は、自治会までは想定していなかったのですけれども、制度システム的にはそのほうがいだろうということで今日に至っているわけでありまして、自治会をどうしようかというときに、自治会のさまざまな問題点だとか、課題だとか、いろいろ今もあると思います。それらをどうするのだと言った時に、やはり一つのシステムとして、こういったシステムがあればいいのかなという思いをしております。

私は、先ほどサポーター制度の廃止に向けてみたいなお話しをしましたが、そうではないのではないかと御意見をいただきましたので、これについては、自治会としてのさまざまな活動をされておりますので、それで、本当に自治会としては、一人一人の顔が見える、いろんな不安だとか、心の動揺だとか、そういったものを和らげていただけるようないろんな活動をされていますので、その中で、行政とのかかわりをどうできるかということについては、検討の余地があるのではないかと、そのように思っています。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 確かに、自治会との距離を近づけるという意味でやられた

と思うのですけれど、今自治会の中でもいろんな悩みはたくさんあります。

例えば、高齢化の問題、たすけあいチーム、除雪の問題、それから、介護の問題、いろんな問題があると思うのですけれど、なかなかそれを行政側に直接ぶつけるという状況にはならないと思うのです。

そういうところで、やはりサポーター制度でいろいろ相談できる窓口としては、非常にいい制度だとは思っているのです。

個々に当たるのではなくて、うちの自治会では、こういう困り事がたくさんあるのですけれど、なかなか解決できないという面も、行政側とそういう話し合いをできる機会という意味では、非常にいい制度だとは思っているのですけれど、今までそれが活用できていなかったというところで、非常に残念だったという思いがあります。

これからも高齢化の問題、もう12月でするので、除雪の問題だとか、いろんな問題が出てくると思うのです。

だから、行政側と本当に一つになって進めていくことが最良ではないかなというふうに思いますので、今後、このサポーター制度をどう活用できるかというところで、しっかりとした取り組み、今後の考え方を持っていただければというふうに思っています。

いろんな自治体で、行政側ではなくて、例えば、除雪の問題だと、NPOだとかそういうところで行政とやりとりしているかどうかというのはわからないけれど、いろんな制度があります。

認知症サポーター、農業サポーター、教育サポーター、それから、道路サポーターと言って、いろんなものがあるのですけれど、そういうのは、それぞれの企業、団体でやっていることで、直接行政とかかわっていない部分もありますので、そういうところも一つ一つ自治会とつなげていく、行政とつなげていくということが大事なかなというふうに思っていますので、そこ

ら辺の取り組みについても、しっかりこれからすばらしいサポーター制度になるように取り組んでいただきたいと思います。質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 地域にあっても、介護の問題であるとか、災害であるとか、それから除雪だとか、いろんな問題が出てくると思います。それらのものをしっかりと受けとめて、我々が次のアクションにどう生かすかということについては、やはり地域住民の皆さんと色々な話し合いをしながら乗り越えていかなければいけない、多くの課題がありますので、それについて、このサポーター制度でどうできるかについては、今後、時間をいただいて検討させていただきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） これで、9番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14時35分といたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、通告しております3項目につきまして質問をいたします。

最初は、福祉灯油の実施についてであります。

11月上旬、美幌町内の宅配灯油価格が11店舗平均で104.9円と100円を大きく超えたところであります。

灯油価格は、ことし6月の98円70銭以来高どまりし、9月、99円70銭、10月、99円90銭と値上げが続いておりまして、私といたしましては、12月補正予算で福祉灯油の実施を期待していたとこ

ろでございますが、現在実施が見送られております。

市町村が実施する福祉灯油に対して、北海道は地域づくり総合交付金で2分の1以内の助成を行っておりまして、そういう点でも早急に実施すべきものと考えます。

また、灯油価格は、昨年来長期に高騰を続けておりまして、全道各地で福祉灯油が実施されております。

支給単価の引き上げも含めて、福祉灯油実施の考えをお伺いいたします。

2項目めは、国民健康保険の抜本的改革についてであります。

美幌町の国民健康保険加入者、これは世帯であります。平成29年度決算において21%が無所得者で占められるなど、国民健康保険加入世帯の貧困化、高齢化の中で、所得に関係なく課税される均等割（人数割）、平等割（世帯割）を含めて、他の保険制度と比べて割が高でございます。

負担が大変重い医療保険制度となっておりまして、持続可能な国保制度への改善が急務となっております。

以下の項目について、町長の御見解をお伺いいたします。

一つは、国民健康保険税が他の医療保険と比較して割高であることについてであります。

全国的には1人当たり国保税、国保料は、協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍と割高でありまして、各地で高過ぎて払えないとの悲鳴が上がっておりまして、美幌町も同様です。

美幌町の国民健康保険税を他の医療保険と比較すると、平均でどの程度の倍率となっているかお示しいただきたいと思えます。

2点目は、国民健康保険加入者の貧困化、高齢化についてであります。

国民健康保険加入者の構成は、以前は過半数が農業者、自営業者でございました。今は8割が無職と非正規労働者などの被用

者と言われております。

担税力が大きく低下していることは明らかですが、美幌町の国保加入者の構成はどのようなになっているかお示しいただきたいと思っております。

3点目は、国民健康保険税の均等割、平等割についてであります。

低所得世帯の国民健康保険税負担を重くする最大の要因が、家族の人数に応じて課税する均等割であり、世帯ごとに課税する平等割であります。

所得にかかわらず、人の頭数に応じて課税する人頭税は、時代錯誤の逆進的な課税との認識はございますか、伺います。

4点目は、国民健康保険税免除制度についてであります。

災害など一時的な所得減少に対応した免除制度はありますが、恒常的な貧困世帯に対する免除制度がないことについてどのように認識されているのかお伺いをいたします。

3項目めは、国連家族農業10年決議への対応についてであります。

昨年12月20日、国連総会で2019年から2028年を家族農業の10年とすることを決議いたしまして、各国政府に対して、家族農業を基本にした法と施策、プログラムの作成と実施を呼びかけ、ことし9月には、国連人権理事会で家族農業を後押しする農民の権利宣言が可決されました。

世界の食料生産の約8割を家族農業が担っておりまして、企業的収奪型農業の弊害を廃して家族経営農業の生産力と所得の向上、生態系の維持、食糧増産と農村雇用の増大などは、農業を基幹産業とする美幌町にもまさに当てはまる内容であります。

食料自給率が今日38%、農村部での離農、人口減、高齢化で深刻な状況を迎える日本でこそ、農山漁村をよみがえらせるための10年として取り組まれるべきものだと考えるものであります。

そこで、美幌町での以下の取り組みの考え方についてお伺いいたします。

一つは、食料自給率の向上、農山漁村の再生、復権のために、国連家族農業の10年決議を町民や各団体へ宣伝、啓発すること。

2点目は、家族農業を基本にした美幌町の農林業活性化の生きた計画を全町民の知恵を結集して作成すること。

3点目は、政府に対し、決議に即した農政の実現を働きかけること。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、福祉灯油の実施についてであります。灯油価格の高騰により、過去に本町では平成19年度、平成20年度、平成24年度、平成25年度及び平成26年度においては、福祉灯油等の助成事業を実施しております。

北海道消費者協会調べでは、平成30年11月20日現在、本町の宅配灯油価格は104円95銭であり、100円を超えたのは平成26年11月以来4年ぶりとなっております。

また、平成26年度の事業実施前においては、110円に迫る価格上昇が見られましたが、事業開始後には70円台まで急落するなど、事業を進める上では原油価格が大きく左右するため、改めて実施の難しさを考えさせられる事業でありました。

その後、平成28年1月には60円台を割る勢いで下落が続き、以降は上昇や下落を繰り返し、平成29年11月より徐々に上昇し、現在の高どまり状態となっております。

なお、現在も100円を超えておりますが、原油価格は下降傾向にあることから、引き続き、価格動向に注視している状況であります。

他方、北海道が実施する地域づくり総合

交付金の助成は、交付基準額に対して2分の1以内が実施年度に交付され、本町の場合は最大60万円の交付となります。

こうした財政事情から、実施に当たっては多額の一般財源を要するため、特に慎重な判断が必要となります。

御質問の支給単価の引き上げも含め、福祉灯油実施の考えであります。今後とも情勢を見守りながら情報収集に努めていき、今後、急激な価格上昇の時勢にあると判断した場合には、支給対象者及び支給単価などを再考し、実施検討を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願いをいたしたいと思っております。

次に、国民健康保険の抜本的改革についてであります。一つ目の御質問の、国民健康保険税が他の医療保険と比較して割高であることについてであります。美幌町の国民健康保険加入者平均所得をもとに、同一条件で試算したところ、協会けんぽの1.4倍、組合健保の1.6倍となっております。

国民健康保険税では、扶養という概念はなく、世帯内の加入者数によって保険税が増減し、一方、協会けんぽ、組合健保では、認定範囲内の親族を扶養することができることから、加入者数に関係なく、保険料は変わらず、また、事業主も2分の1負担する制度であり、家族構成や所得などによっては、保険税との負担に差が生じることとなります。

次に、二つ目の御質問の、国民健康保険加入者の貧困化、高齢化についてであります。国民健康保険の被保険者の構成につきましては、課税資料に基づく所得区分で大きく分けると、給与及び年金所得者が50%、農業及び事業所得者が30%、その他20%といった状況となっております。

次に、三つ目の御質問の、国民健康保険税の均等割、平等割についてであります。国民健康保険税につきましては、所得

割と資産割の応能分保険税と、均等割と平等割の応益分保険税とで課税されております。

御質問の応益分保険税についてですが、平等割については各世帯一定額で等しく負担をいただいているものですが、世帯内の被保険者数に応じて負担をいただいております均等割につきましては、必要な医療費負担について、その受益に見合う負担を被保険者数を基礎として負担していただく仕組みであり、一定の合理性があるものと考えております。

しかしながら、負担能力に関係しない子供に対する均等割課税のあり方については、検討の必要性はあると認識しているところであり、全国町村会や全国知事会などからも国へ要望がされているところであります。

一方、見直しを行う際には、国民健康保険会計の持続可能な財政運営のため、制度として軽減措置に伴うさまざまな国からの財政支援は必要不可欠であります。

今後も、国に対して新たな軽減措置の導入、あわせて軽減措置に伴う財政支援の方策を講じていただけるよう、意見具申してまいるとともに、今後の制度改正等の動向にも注視して、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後、四つ目の御質問の、国民健康保険税免除制度についてであります。現在、国民健康保険税の負担軽減及び免除につきましては、それぞれの所得に応じ、国の法定軽減制度、7割、5割、2割軽減による負担軽減措置、さらには低所得者層への救済措置として、町独自の減免措置も講じているところであります。

低所得者に対するさらなる負担軽減措置の拡充につきましては、国民健康保険会計の持続可能な財政運営のため、国からの財政支援が必要不可欠であります。財政支援策のない中での軽減措置拡充は、軽減した分について、結果として中間所得者への負

担増嵩につながることも、慎重に考えてまいりたいと思っているところでございます。

引き続き、財源措置を含めた軽減制度の導入について、国に求めていくとともに、低所得者や生活困窮者に対する対応については、納付相談を通じ、状況把握を十分にを行い、また、福祉制度の活用につなぐなど、担当間の連携をより一層密にし、しっかりと対応することが重要と考えているところでございますので、御理解のほどをよろしくをお願いをしたいと、そのように思います。

次に、国連家族農業10年決議への対応についてであります。2017年の国連総会において、2019年から2028年を家族農業の10年として定め、加盟国及び関係機関などに対し、食料安全保障確保と貧困、飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進、知見の共有などを求めているものであります。

世界では、8億人以上が飢餓に苦しみ、また、極端な貧困層の8割近くが農村地域で暮らし、農業に従事しております。

このため、小規模農家、農業者の自立への支援が農民生活を改善し、貧困を終わらせる鍵として、国連決議に至ったと理解しているところであります。

1点目の食料自給率の向上、農山漁村の再生、復権のために、国連家族農業の10年決議を町民や各団体へ宣伝、啓発することの御質問ですが、11月に開催された第29回JA北海道大会では、北海道農業は、消費者が求める幅広いニーズにこたえ、食料供給基地としての役割を担うにふさわしい所得を確保する農業を目指す決議され、JA組合員などグループ内外に発信し、宣伝、啓発に努めているところであります。

2点目の家族農業を基本とした美幌町の農林業活性化の生きた計画を全町民の知恵を結集して作成することの御質問です

が、本町の第5次美幌町農業振興計画は、第6期美幌町総合計画の農業経営に関する支援体制の充実、家族経営協定の推進など、各施策を基本に農業の現状と課題を踏まえた中、JAの地域農業振興計画と整合性を図りながら、農業振興に向けた計画を策定しているところであります。

また、JAびほろが策定した第8次美幌町地域農業振興計画、中期経営計画では、組合員の意向調査を踏まえ、農業所得の増大などの取り組みを含め、計画が策定されていると伺っております。

3点目の政府に対して決議に即した農政の実現を働きかけることについてでございますが、国は食料・農業・農村基本法に基づき、家族農業経営の活性化を図っており、さまざまな施策が講じられているところであります。

本町においても、産地パワーアップ事業、経営体育成支援事業などを通して、所得向上の実現に向けた施策に取り組んでおりますが、今後は町村会、管内活性化期成会などと協議をしながら、働きかけについて考えていきたいと思っております。

以上、答弁をさせていただきました。

よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 最初に福祉灯油の実施について、再質問をさせていただきます。

美幌町は、25年度、26年度に実施して、その後、27年度、28年度、29年度、今30年度の経過中ではありますが、美幌町が実施してこなかったこの期間に、全道的には半分の市町村が福祉灯油を実施しているのではないかと思うのですが、その条件については、担当としてつかまえておられるでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいま御質問のありました全道の福祉灯油の支給状況

につきましては、捉えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 道が把握しております福祉灯油、平成25年度から平成29年度の実施状況、実績で、美幌町が実施しなかった平成27年には97市町村、これは分母が176市町村なので55%、平成28年度87市町村、49%、平成29年度で96市町村、53.6%、こういう実施状況でありまして、美幌町の福祉灯油の実施は、非常に慎重な姿勢を感じることができるわけでございます。

どこでもその大部分が、地域づくり総合交付金を活用しているということで、十分ではありませんけれど、道のバックアップもあるということで実施されているという状況のもとで、確かに従来の判断基準は、宅配の灯油が100円を超えたら実施しようという方向性が出ていたことは事実ですが、全道的には、必ずしも100円にこだわっていないということも押さえていただければと思います。

そこで、再度質問いたしますが、私はこの間、全道各市町村が灯油の値上がりに敏感に反応しているという背景に、低所得者の苦しい生活状況があるのではないかとこのように思います。

美幌町も福祉灯油は町民税非課税世帯というのがベースになっておりまして、そういう点で言えば、例えば、国民年金の受給額が平均で年間66万円であります。

過去5年間の推移を見ますと、過去の物価スライドを停止するというので、マイナス2.9%、その後、マクロ経済スライドの発動でマイナス0.9%、あわせてマイナス3.8%という状況です。

そうしますと、年間66万円で計算すると年間2万5,000円の収入減という状況にさらされているということを踏まえて、灯油価格が高どまりしているということに

目を向けて、実施しているのだろうというように思います。

美幌町では、ごく最近の動きで言えば、11月と比べて5円程度下がっていることは見えておりますが、それにしても99円何十銭か、100円何銭かという非常に高いという状況に変わりがないわけでありまして、27、28、29年度美幌町が実施していない段階でも全道的には半数の市町村、あるいは、それ以上の市町村が実施しているということ捉えて、やはり早急に町長が決断される必要があるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目の答弁でもさせていただきましたけれども、この地域づくり総合交付金、これについては60万円ぐらいだということでありまして。

それで、全体の支給額を見ますと、平成19年度は310万8,000円、平成20年度は700万3,000円、そして、平成24年度が724万円、平成25年度が750万5,000円、平成26年度が778万円ということで、おおむね680万円から690万円ぐらいを一般財源で持ち出すという結果になっております。

それで、今後の見通しもいろいろ為替だとか、産油国の政治状況だとか、いろいろあつて、これは乱高下したりするのでしょうか、どうも下がりつつあるのではないかとこのように予測であります。

そして、価格の変動も変わったそうあります。価格をどういうふうにするかというのは、その方式が変わったようありますので、いずれにいたしましても、需要と供給のバランスの中でどう決まっていくかということだろうと思っておりますけれども、下げどまりつつあるということでもありますので、その推移を見ながら情報収集に努めて、そして、上昇の時勢にあると判断した場合には、即対応できるような準備をしなければいけないと、このように思っている

ところでございます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） ぜひ、100円にあえてこだわらないで、相当厳しい状況にあるのだということに注目しながら、早急に御決断をいただければと思います。

時間の関係がありますので、次の国民健康保険に移りたいと思います。

美幌町の国保の加入世帯数ですが、平成29年度決算で37.3%であります。

世帯数の約4割が国保に加入しているということです。

中小企業労働者が加入する協会けんぽ、大企業労働者が加入する組合健保と比較して、保険税が美幌でも国保は1.4倍、あるいは、1.6倍と高くなっているのだということが最初の答弁で示されました。

高過ぎる国保税が加入者の暮らしを苦しめて、同時に、国保制度の根幹を今日揺るがす事態ということで、全国知事会、全国市長会、全国町村会がこぞって政府に対して1兆円の国費助成の増額を求めています。

そこで、全町民の立場で考えた場合に、今は国保に加入していない、協会けんぽ、組合健保、あるいは、役場職員の共済組合に加入する労働者も、やがて、退職すれば国民皆保険制度でありますので、必ず国保に加入せざるを得ないという状況でございまして、その国保の税負担が非常に重いということ言えば、全町民、あるいは、全国民の共通の課題になっていると、こういうふうに考えていただく必要があると私は思います。

しかし、大部分の町民は、それは国保加入者の問題であって自分の問題ではないと、そういうふうに見ているなど、そういうようなことで、実は質問を考えたところでございます。

土谷町長は、今期で引退されると記者会見されましたので、いろんなしがらみを余

りにしないで、この際、考えてきたこと、考えていることを忌憚なく御答弁していただくという思いもありまして、質問をいたしたいと思います。

その一つは、国保は、ほかの医療保険制度と比較して、なぜ税負担が重くなるのかということについてお聞きしたいと思います。

私は、加入者の平均年齢が高いということに大きな問題点というか、特徴があるのではないかと考えています。

平成26年度の全国比較が昨夜手に入りましたので、ここでは、国保の加入者は平均年齢が51.5歳、協会けんぽは36.7歳、組合健保34.3歳、実に15歳から17歳も国保の加入者は高齢というふうになっています。

その中で、65歳から74歳のいわゆる高齢者の割合はどうだということで見ますと、国保は37.8%を高齢者が占めている。協会けんぽは6%、6分の1です。組合健保は3%、12分の1、役場職員の共済組合では、1.5%、25分の1。

最も医療費がかかる高齢者がほとんど入っていないということで、現職の労働者が加入しているどの医療保険も、自動的に安くなっているということがあるのではないかと、平均医療費が高いと、結果として、そこがあるのではないかと。1人当たり医療費もこのデータでは、国保は33万3,000円、協会けんぽ16万7,000円、組合健保14万9,000円、国保は2倍です。あるいは、2.2倍も国保が高いということです。

構造的な問題を抱えている。

役場職員などが加入する共済組合も、医療費は15万2,000円で、国保はその2.2倍です。

だから結果としては、医療費が高くなるから負担はせざるを得ないと、誰が負担するかは別にして、そもそも物すごく高いということです。

平成26年度のデータですが、美幌町でも医療費を見ましたら、国保では1人36万円です。若干全国よりも高いということですが、結局、平均年齢が高くて、医療費が高くて、それを何とかしなければならぬという状況が特徴的にあるというふうに思うのですが、これは避けられないと思うのです。

退職者が入ってくる、無職者が入ってくる、当然高齢であるということで、有病率も高ければ、病の程度もどんどん多くなるというようなことですが、こういうことをほとんど国保加入者も知らされないし、全町民は知らない。

まして、全国民はさらさら知らないということで、そういうときに、1兆円の税負担をふやしてくれ、国庫負担をふやしてくれと言っても、何を言っているのだというふうにしかな国民の目には、耳には届かないのではないかと。

そういう点で、実態を正確に知らせる、警鐘を打ち鳴らすということが必要ではないかと思うのですが、町長いかがですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これは、制度的な問題だと思います。

それぞれの国民健康保険、あるいは、協会けんぽ、それから、組合健保、これはそれぞれのシステムが違うので、保険料なり、保険税なり、いただく根拠が違うので、なかなか比較としては難しいのですけれども、ただ、先ほど、私は答弁させていただきましたけれども、同一条件で試算したところ、1.4倍、1.6倍ということがあります。

それに対して、国もやはり財政支援をしているということでもあります。

もちろん町のほうも国民皆保険ということで、どれかの保険にまず国民の皆さんは入っていただくということで、その受け皿の一つとして国民健康保険があると思います。

そんな中で、制度の比較になりますけれども、公費負担額が、国が3兆5,502億円ということであり、これが市町村の国保に対する負担であります。

一方、協会けんぽについては全額負担ということで1兆1,227億円ということがあります。

そして、組合健保が739億円で、これも全額国費ということでもあります。

このほか、組合健保については事業主が2分の1を持つということでもありますので、国保については、まだまだ改善点はあると思います。

1回目で答弁させていただきましたけれども、加入者数の中に担税力のない子供の部分を入れているだとか、そういったことが今後の改善点だろうと思いますし、また、資産割についても、一般的にはやはり居住用財産が圧倒的に多いと思います。そんな中、これに対する課税を行うということは、果たしてどうなのかこれも今後の課題であると、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私は、他の保険制度と比較して高齢者の加入率がぐんと多いというところに国保の厳しさがあるというふうに思います。

ちなみに、たまたま手に入ったので御紹介します。非常にいいデータがありました。

本州の船橋市がつくったものですが、この中に国保も高いけれども後期高齢者医療制度はもっと高いと、国保の加入者の平均が51.5歳に対して、82.3歳なので、国保の1人当たり医療費は33万3,000円だが、後期高齢者医療は93万2,000円だということです。

やはり、年齢が高くなればなるほど急速に医療費は上がるのだということを証明したことになると思うのです。

共済組合は、65歳から74歳の割合が

1.5%なので、1人当たり医療費は15万2,000円です。ということは、目に見えているわけです。

こういう構造を、私は大至急加入者にも知らせるし、町民にも知らせて、いずれはあなた方が入る国民健康保険なので、制度が成り立たなくなったら大変だよと、しかも、法律で徴収を義務づけています。

私は、担税力のない子供も含めて人頭割で保険税が決められているというやり方は、ある意味で合理的なように霞が関は思っていると思うのですが、負担させられる加入者は大変です。

子供をいっぱい産んで、育てると言われて、育てようとしたら1人頭幾らと割り当てですよ。税の始まりの人頭割そのものです。

こういうことをさせないようにするために、全国の知事会や市長会や町村会が、1兆円増額してくれというのは根拠があるのだと思うのです。均等割と世帯割、これを合算すると大体1兆円なのです。

法律で均等割は決められているので、法改正、国の政治で決めてもらわなければならないですけども、この二つがなくなったら、中小企業労働者が入っている協会けんぽとほぼ同額になるのです。

そういう点では、すごく大事な提案を地方団体がしているのだということを、やはり声を大にして、残りの任期で十分説明をしていただく必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この国民皆保険ということ自体は、僕は理念として間違いではないのではないかと思います。

あとは、国がどういう手だてをしてくれるかというところが非常に問題だと思います。

昔から言われている国保の組織自体は、高齢者が入ってくる、担税力の少ない方が多いと、これは組織的な宿命的な話ではな

いかと言われているところでありますけれども、いずれにしても、その中で生活をし、そして、その中で保険証を使い、さまざまな不安から抜け出すために、やはり病院にかかったりということはあると思いますので、これらにどう対処するかは極めて大きな問題だと思っております。

そんな中、私に与えられた後5カ月ありますけれども、この中で、ものを言う時はしっかりと声を上げていきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 時間がありませんので、紹介程度にしたいというふうに思うのですが、同じ平成26年度の比較の中で、それぞれの医療保険加入者の1人当たり平均所得も示されています。1人当たり医療費が1番かかっている国民健康保険が、1人頭86万円です。

一方で、協会けんぽは142万円、組合健保207万円、共済組合230万円。

国保は、それぞれの6割、4割、3割7分しか1人平均の所得がない、分母が大きくて、支払う懐がどんと小さいということで、これでは成り立たない。

そのことを、国保加入者も大いに問題にして口に出していかなければならないのだけれども、やはり、残りの7割以上、6割以上の人たちが、あすの我が問題だということで、こんなばかげたことを許していいのかと、あしたは私が国保に加入するのだということを、大いに、例えば、年が明けたら参議院選挙があります。国政の大事な課題ではないですか。地方は悲鳴を上げているけれど、わしは知らんという人は、やはり退いていただくという、地方からドスを聞かせていく必要が、この点でもあるのではないかと思います。

いろいろお聞きしたいことはあるのですが、残り10分程度しかないので、そのことは追加で申し上げて、ぜひ、残りの

任期期間中、担当者も、町長も多いに頑張って、周知、啓発していただければということで、次に移りたいと思います。

国連家族農業10年の問題です。

実は、去年の暮れにこの決議が示されたことに対して、第2次世界大戦後の国際農業開発政策が根本的に違って、方向が変わったと研究者が言っているのです。そういう大変な転換を迎えているというふうに思います。

国連の機関がまとめたものでは、アメリカを含む世界81カ国の農家のうち、耕作面積が20ヘクタール未満の割合の農家は98.4%、大部分です。世界を養う農家の大部分は、小規模家族経営だということが国際的な機関で認められました。

ここで、小規模家族農業というのは、FAOでは、農業労働力の大部分を家族労働力が占めている農林漁業と定義しております。例えば、法人であったとしても労働力の過半を家族労働力で賄っている場合、その法人も家族農業ということで認めようということです。

したがって、美幌町や北海道などのほとんどの農業生産者は、家族農業ということになって、そこが農政の主役だとして国が国際協定を結ぼうとしたら、その主役の意見を聞かなければならないとなつたのです。

そうしたら、TPP、日本とヨーロッパのEPA、それから、今度、TAGとか勝手なことを言っていますけれど、日米FTA、これらに対して、日本の農家の98%を占めている家族農業者が、安倍農政は評価しない、官邸主導の農政で評価できないということで、これは、ことし10月の農業新聞に載った、安倍農政は評価できない73.4%、もうとっくの昔に安倍農政というのは、世界の流れと全く逆方向を行っているということで、農政の主役の農家は見切りをつけている。

その人たちが、国の農政をどうするかを

決める主役だということが、国連で認められて、昨年4月は、ヨーロッパ連合がこの流れを議決しているのです。

世界の体制は、一握りの多国籍企業とか、そういうものでは全くないということ、この情報を手に入れた全国の農村地域の自治体としては、JAに何かを委ねるのではなくて、自治体として我が意を得たりということで、今動かなければならないのではないかというように思うのですが、多分、決議に反対した国は1国もないのです。日本も賛成して、提案者にもなっている。

しかし、多分、国からも、北海道庁からもこの10年間をどういうふうにするのかという指針は示されていないのではないかと思うのですが、いかがですか。

担当部長、わかりますか。

○議長(大原 昇君) 経済部長。

○経済部長(矢萩 浩君) 北海道のほうからは、指針は示されていないものと認識しております。

○議長(大原 昇君) 2番大江道男さん。

○2番(大江道男君) やはり、私はそう思っています。やっていることが、日本の家族農業をそんなのなくてもいいのだというふうに位置づけている安倍政権のもとで、絶対にこのように取り組もうじゃないかということは、10年たってもないというふうに思います。

しかし、今から約4年前の町長選挙で、農家の方が演壇で言われましたよね。美幌町の人口は、かつて2万6,000人いたが、今2万人を切ろうとしている。6,000人とは誰か。農業者が減ったのだと言っていました。そうなのだと思うのです。

農業では暮らせないということで、離農をせざるを得なかった。これからも、もっともっとそうなるのだらうと思います。

その流れに待ったをかけるのであれば、やはり家族農業こそ大事なのだということ

言っていく必要があるのだろうなということ、質問といたしましては、政府も、それから主要なマスコミも、このことについては一切国民に知らせようとしていない、そういう中で、国際的には、TPP11、それから、日欧EPA、これを締結しようとしています。年明けには、アメリカとの間でTAGと言っていますけれど、事実上の自由貿易協定FTAです。これが始まろうとしています。

国内的には、農地法をかえて、農協法かえて、種子法もかえて、種は大きな企業から買わざるを得ないというような状況にしている、家族農業を壊している農政のもとで、地方は一致団結して家族農業を守らなければならないということで、ねじり鉢巻きで反旗を翻さざるを得ないという状況のもとなので、私は、町長の残りの任期は、大いに頑張っていたきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、美幌町を見ても法人化、あるいは、法人化しても1家1法人みたいなどころがあります。

それについては、やはり家族農業が基本でありますし、それから、法人化は今美幌町ではなかなか難しいと思いますけれども、それでも、やはり家族農業をベースにして、どういうふうに広げていくかというようなことが大きな問題だと私は思っております。

そういった意味で、私の任期はあと5カ月しかありませんけれども、いずれにしても、さまざまな課題があるわけですから、それに向かってしっかりと取り組みをして、次の世代に引き継いでまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） これで、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時36分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員